

「小暦1144年(1782)における王族および官僚の叙任に関する協議書写し」テキストと訳註

——ラタナコーシン朝ラーマー一世王政権についての一史料——

川 口 洋 史

1 はじめに

1767年、コンバウン朝ビルマがアユタヤ王国を滅ぼしたが、すぐさまタークシンがビルマ軍を駆逐してトンブリー朝を開くとともに、群雄を倒してシャム（タイ）を統一した。しかしタークシン王はのちに圧政に転じ、また精神を病んだとも言われる。1782年に臣下に反乱を起こされ、退位と出家を余儀なくされた。大臣のチャオプラヤー・チャクリーがこの反乱を鎮圧するとともにタークシンを処刑し、ラーマー一世王（在位1782-1809年）として即位した。ここにラタナコーシン朝が始まった。

このラタナコーシン朝一世王政権の性格をどう理解すべきなのかが問題とされてきた。かつては、一世王がアユタヤの文化や制度を復興させたことを理由に、アユタヤ王国からの連続として捉えられていた [Wenk 1968]。

しかしその後見直しが進められ、ラタナコーシン朝においてアユタヤ以来の文化や思想に変化が見られたことが明らかにされている [Wyatt 1994(1982); นิธิ 1984(1982)]。そのなかでニティは、18世紀に清との交易が活発化していくなから現れたラタナコーシン朝の支配者層は、アユタヤのそれよりもより商業的な性格を持っていたことを指摘しつつ、タークシンと一世王はともにアユタヤの中・下級官僚にすぎなかったため、血統を重視しなかったと主張した [นิธิ 1980: 39-40, 65]。支配者層の変化については、チュリポンも18世紀前半に、前世紀に権勢を振るったペルシア系・インド系ムスリム官僚が没落し、代わって華人を中心とする富豪が台頭し、アユタヤの支配者層に参入していったとする [จุฬาลงกรณ์ 2007: 123-253]¹。サーイチョンもまた同時期における経済的・社会的変化がラタナコーシン朝の支配者層、および思想の変容を準備したと論じている [สายชล 1982: 4-76; 2003: 10-46]。

ところがのちにニティは自説を修正している。確かにトンブリー朝タークシン政権の構成員は多くが出自のわからぬ者達であった。しかし一世王は、自身と同じく、17世紀から18世紀前半に高官を輩出した「貴人の血統（เชื้อสายผู้ดี）」の後裔を結集して政権を固め、アユタヤの

¹ 清との関係のなかでトンブリー朝と一世王政権を捉えたのが増田 [2001] である。

制度や文化の復興を第一の目標としたという。氏によればトンブリー朝からラタナコーシン朝への交代は、アユタヤ以来の「貴人の血統」を引く一世王集団が、出自も分からぬタークシン集団から権力を奪還する過程であった〔นิติ 2004(1986)]。

ニティがそのような一世王政権の構成を明らかにする際にもっとも重視したのが「小暦1144年（仏暦2325）（1782）における王族および官僚の叙任に関する協議書写し（สำเนาคำปรึกษาเรื่องตั้งพระบรมวงศานุวงศ์และข้าราชการ จ.ศ. ๑๑๔๔ (พ.ศ. ๒๓๒๕))²」（以下「協議書」）というタイ語文書史料である〔นิติ 2004(1986): 403-404]。本稿は同史料のテキストと訳註を提示し、一世王政権のさらなる考察に向けて基礎を固めようというものである。

2 史料解題

この「協議書」は小暦1144年閏8月黒分11日（1782年8月4日）の日付を持つ。一世王の略式即位が7月13日なので、それから約3週間後にあたる。冒頭部分で一世王が主に建国の功臣たちの論功行賞について協議を命じ、それに続けて官僚たちが協議の結果を答申している。冒頭部分は勅令（พระราชกำหนด）の書式に近いが、答申部分は協議書（คำปรึกษา）の書式を取っている³。「協議書」は一世王に手渡されたのではなく、謁見の場で読み上げられて王に伝達されたものと思われる。王族6名と官僚73名の名がおおむね功績順に挙げられるとともに、任命・昇進が推薦され、あわせて中央政府諸部局の管轄地方の変更が提案された。当該史料が一世王政権の構成員に関するもっとも重要な史料である所以である。ただし推薦通りに官僚たちが昇任したとは限らない。『ラタナコーシン朝年代記一世王期』（以下『一世王年代記』）〔PRPRI: 7-15〕との比較から、73の官職のうち、少なくとも3つのポストは別人が就任していることがわかる⁴。

テキストと訳註を提示するに当たって底本としたのは、タイ国立図書館写本・刻文部に所蔵されている一写本〔NL. CMH. R. I. C.S. 1144, no. 1〕である。以下、これを写本Aと呼ぶ。本稿では文書の名は国立図書館が付けたものに従う。1782年に作成された原本ではなく、後代の写本である。書写された時期は不明。写本に貼付されたラベルから、プラ・パラッサダヌラック（コン）という人物が1913年に図書館に寄贈したことがわかる。ただし筆者が閲覧を許されたのは写本の現物ではなく、そのゼロックスコピーである。このコピーはテキストの両端が所々複写されていないという杜撰なものである。写本は黒色横折本1帖からなり、頁あた

2 以下に述べるように、本稿において当該文書の表題はタイ国立図書館が付したものに従う。ただし本稿タイトルでは仏暦年を省略し、西暦年を付している。

3 ただし現存する協議書は、一般に「大法廷の判事」である宮廷バラモンたちが重大な司法案件について審議の結果を上奏するために用いられており〔NL. CMH. R.III. C.S. 1206, no. 138など〕、本稿史料のような非司法案件に使われるのは稀有である。

4 註162、258、307。73の官職以外に就いたものとして註211。

り縦8.5センチ、横は30センチ前後であろう。総頁数は不明である。1頁4-7行で3-64頁に白墨か黄色のインクで記されている。ただし、55頁と56頁の間にあるはずの8行が伝写の過程で脱落している。

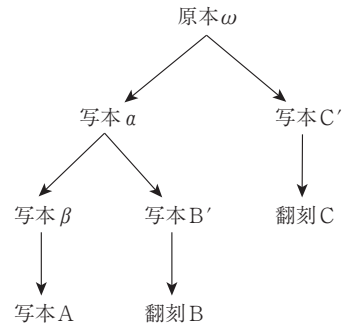
実のところ、「協議書」の写本は他に3本現存している[NL. CMH. R. I C.S. 1144, no. 1/ก, 1/ข, 1/ค]。当然それらの写本とも校合すべきなのだが、果たせていない。

さらに翻刻が2本存在する。1本は半月刊紙『ワチラヤーン・ウィセート』3巻第3部(1887年)に「一世王時代における官僚の任命に関する協議書」[“คำปฤถษาตั้งข้าราชการในแผ่นดินพระบาทสมเด็จพระเจ้าอยู่หัวรัชกาลที่ ๑.” 1887]と題されて掲載されている。これを翻刻Bとする。その底本は不明である。翻刻に際して綴りを直し、底本にあったはずの、地名や人名を1行につきひとつずつ列挙するという書式を改めている。ニティが史料に用いたのはこれである。

もう1本は1914年に刊行された『王族叙任文書：ラタナコーシン朝一世王期から五世王期まで』に「一世王期褒賞文書」[“จดหมายเหตุปูนบำเหน็จราชการที่ ๑.” 1914]として活字化されている。これを翻刻Cとする⁵。解説から、底本は旧祐筆局(กรมพระอาลักษณ์)の一文書であるようである。B同様、翻刻に際して綴りや書式は改められている。

さしあたって写本Aと翻刻BCの底本との関係については以下のような仮説を立てられる。Cは3箇所大きな脱落があって⁶、一部意味が通らない。また2箇所について意図的にテキストが改変されている⁷。これらはABにない。同時にCは下記のようなABの特徴を共有しない。したがって写本の系統上、翻刻Cの底本(仮に写本C'とする)は写本Aと翻刻Bの底本(仮に写本B'とする)よりも早く分かれたと考えられる。

また、Cのเสด็จพระราชดำเนิน(行幸される)、ใต้ถองฐานพระบาท(陛下)を、ABはともにเสด็จ๑、ใต้ถอง๑に作り、省略記号を用いている。一方で写本Aには8行分の脱落があるが、それは翻刻Bには見られない。またBに見える6人の人名の誤写⁸はAにはない。これらから、写本AB'は共通の写本aから分岐したのと考えられる。



さらに写本Aの行間には底本にもとづく修正と思 **図1** 写本Aと翻刻BCとの関係に関する仮説

5 ソンモート親王とダムロン親王が1918年に出版した『ラタナコーシン朝におけるチャオプラヤーの任命』(RTCPと略記)に一部引用されている。なお同文献の芸術局本は註に考証が付されており、利用価値が高い。
 6 註25、58、69-75-73。
 7 註61、97、192、210。
 8 註110、114、126、127、137、149、220、230、236、250、290、324。

しき書き込みが随所に見られる⁹が、8行分の脱落の修正はなされていない。そのため、Aはすでに脱落を起こしていた写本 β から作成された可能性が高い。以上の仮説を図示したのが図1である。

加えて、王朝年代記諸本に「協議書」と平行する記事が見える。1807年以降に編纂されたパラマースチット本（ブラッドレー本）『アユタヤ朝年代記』における建国功臣への論功行賞の記事 [PRPTMB: 152-155] は、いずれかの「協議書」写本に一部依拠している可能性がある。1855年に成立した宸筆本『王朝年代記』はパラマースチット本の記事をほぼそのまま引き継いでいる [PRPPRHL, vol. 2: 233-235]。さらに1869年、チャオプラヤー・ティッパーコーラウォン（カム）がパラマースチット本に依りつつも、「協議書」の大部分を修正しながら参照し、『一世王年代記』の劈頭を著した [PRPRI: 7-15]。その記述にはAの脱落およびBの人名の誤りが見られない一方で、大蔵（港務）大臣の任命部分¹⁰と官僚1名の人名¹¹についてCに近い。そのため、ティッパーコーラウォンが参照したのは、原本 ω から写本C'までに位置する写本であろう。

上記のごとく、既存の翻刻には語句の脱落や誤伝を含み、底本の書式に忠実ではないため、改めてテキストを提示する必要がある。一方で写本Aにも欠陥がある。ABCから原本に近いであろうテキストを再構築することも可能であるが、他の写本を参照していない段階でそれを行うのは躊躇された。そのため本稿では写本Aを可能な限り忠実に翻刻し、BCとの相違を註記するという形式を採用した。ただしAの8行分の脱落は重大な欠陥であるため、BCによってテキスト自体を補った。

3 若干の考察

この「協議書」から一世王政権についていかなる性格を読み取れるのかは別稿に譲るが、二三のことを指摘しておきたい。一読してわかるように、この史料にはチャオプラヤー・マハーセーナー（ブリー）1名を除いて、任官昇任した官僚たちの親族関係が記されていない。上記のごとく、ニティはこの史料を用いて一世王政権をアユタヤ以来の「貴人の血統」を引くものから構成されていたと論じたが、それをこの史料自体から読み取ることはできないのである。さらに、ニティが後代の史料を併用して「貴人の血統」と確定できたものは、官僚73名のう

⁹ 註17、19、21、31、35、45、49、57、60、61、63、65、67、71、91、107。

¹⁰ 註162、211。

¹¹ 註325。

ちわずかに5名¹²、そう推測できたものは6名¹³(上奏者のプレイヤー・ピバットコーサー¹⁴を含めれば7名)しかない。しかも訳註に記したように、その推測は史料的裏付けが乏しいものや、19世紀後半以降に成立した系譜史料に依拠しているものがほとんどである。後者は近代における系譜意識の変容を強く反映している史料であるため、無批判に利用することはできない〔小泉2006(2001); 2006(2002)〕。

また、大臣6名のうち2名は確実に「貴人の血統」であるとされているが、うち宮内大臣チャオプレイヤー・タンマーは1785年に降格させられている。もう1人、兵部大臣チャオプレイヤー・マハーセーナーはマレー半島の管轄権が与えられ、厚遇されているように見えるが、そこはまだ中央政府の支配が及んでいなかった地域である¹⁵。一世王が「貴人の血統」なるものを特別に優遇したようには見えないのである。

このように、ニティの結論はいまだ十分な説得力を持っているとはいいがたい。そもそも氏の言うアユタヤ以来の「貴人の血統」なるものは定義がはっきりしない。また、氏の研究からは、アユタヤ時代後期を通して、血統に基づく支配者階層が確固として存在していたかのごとく読み取れるが、それが果たして妥当な前提なのかも疑問である。

さらに氏の言うように、一世王らがトンプリー朝との差異を強調しつつ支配の正統性を主張するために血統を重視したのであれば、なぜ官僚たちの血統が「協議書」に記されていないのか疑問である。これに限らず、19世紀半ばまで史料は官僚たちの系譜をほとんど語らない。1869年に成立した『一世王年代記』においても同様である。著者のティッパーコーラウォンは自身の家系について一書を編纂しているため〔*จุฬาราชมนตรี* et al. 1970(1939); Cf. 川口2013: 61, 注5〕、家系についてかなりの関心があったはずである。そのため『一世王年代記』には「協議書」にはない親族関係の記述が加えられているが、それもわずか3名にすぎない¹⁶。

「協議書」における血統への無関心は、次の史料によって説明できるのかもしれない。1683年から86年にアユタヤ王国に滞在したフランス人宣教師ジェルヴェーズは、

貴族の階級はシャム王国全土において世襲ではないので、それがもっとも著名な諸々の一族においてさえもさして古くはなく、さらにそれを誇る人々がほとんどいないことは驚くべきことではない。もっとも富裕と認められた人々がもっとも高貴なものを見なされるのである。そして本当の功績は、常に彼らのあいだで、財産と君主の寵愛の優位によって測られる〔Gervaise 1688: 121; 1989(1688): 99〕。

12 チャオプレイヤー・マハーセーナー (註194)、チャオプレイヤー・タンマー (註204)、プレイヤー・ウタイタム (註232)、プレイヤー・チュラーラーチャモントリー (註233)、チャオプレイヤー・ラーチャブリー (註289)。

13 チャオプレイヤー・ラタナーピビット (註187)、プレイヤー・ヨマラート (註200)、プレイヤー・ボンラテーブ (註205)、旧ルアン・ソーラウイット (註208)、プレイヤー・ピビットアイヤスン (註218)、チャムーン・シーサーオラック (註237)。註186も参照。

14 註162。

15 兵部大臣が管轄する12の地方国のうち、「協議書」時点で国主が任命されたのはベチャブリーのみである。

16 註204、246、248。

と述べている。これをも踏まえると、先行研究に反して「協議書」は一世王政権の担い手たちが新興勢力であったことを暗に示しているのではないか [Cf. 川口2013: 7-10]。

4 テキストと訳註

凡例

1. 底本としたのは NL. CMH. R. I C.S. 1144, no. 1 (写本 A) のゼロックスコピーである。
2. 改行は底本に従い、テキスト左端に底本の頁番号をアラビア数字で付す。表紙を 1 頁と見なす。ただし和訳は必ずしもテキストの改行に従っているわけではない。
3. 翻刻 BC との相違はテキストに註記する。ただし意味のあるものに限り、単なる綴字の違いは註記していない。
4. テキストの () は A のゼロックスコピーでは複写されていない箇所を BC によって補ったことを意味する。[] は写本 A にはない語句を BC によって補ったことを意味する。
5. 訳註の () はその前の語句の説明や原語の提示を意味する。[] はテキストにはない語句を補ったことを意味する。
6. 必要に応じて、年代記諸本の論功行賞の記事との相違を、年代記の対応する箇所の和訳をテキストの和訳に註記することで示す。年代記の頁は史料解題にあるので省略する。略号は史料解題か参考文献を参照されたい。

テキスト

- 3 ○ วัน ๑ ๆ ๘ คำจุลศักราช ๑๑๔๔ ปีชวดจัตวาศก¹⁷ เสด็จออกทอง¹⁸ พระโรงเสด็จเหนือ
๑๑ ๘
จตุรมุขสิงหาญสุริยาพิมาร¹⁹ ในพระราชมณฑลเทวีรสถาน มีพระราชโองการมานพระบันฑู(ร)
สุระสิงหนาทคำรัตเหนือเกล้า ๆ²⁰ ตั้งว่า เสด็จพระราชดำเนินขึ้นสถิต²¹ ในพระราชสิริ(ตัว)
สติปราปฏาสวรรยาภิเศก²² ถวัลราชไอยสุรยสมบัติเสด็จราชการแล้วแลส้ม(แดง)
- 4 ถูกเช²³อ |

17 A 行下に×印あり、行上に×印に続けて พระบาทสมเด็จพระบรมชนกาธิเบศร มหาภูมิพลอดุลยเดชมหาราช บรมนาถบพิตร พระพุทธเจ้าอยู่หัว。その語を挿入するという意味。A の×部分は底本にもとづく修正であろう。BC 同語句を加える。

18 BC ทอง。

19 B จตุรมุขสิงหาญสุริยาพิมาน。C จตุรมุขสิงหาสน์สุริยาพิมาน。A รの上に×印、行の下にน。รをนに修正するという意味。

20 C ๆ をเหนือกระหม่อมに作る。以下、すべてのเหนือเกล้า ๆ について同様。

21 A ดの上に×印、行の下にยを記す。B สถิตย。C สถิตย。

22 BC สวรรยาภิเศก。

23 A ๓の上に"を記す。以下のถูกเชอ と หลานเชอ にも"が記されることがあるが、註記しない。

พระเจ้า
หลานเธอ) แลข้าทูลออง ๑²⁴ ซึ่งโดยเสด็จพระราชดำเนินทำการสงครามมีคว(าม)

ชอบมาแต่หลังนั้นจะควรด้วยบ้านจ้ความชอบประการใด²⁵ อนึ่งขนบบุรราชประ(พณี)

๑)	ฝ่ายเหนือขึ้นแก่สมุหนายก ฝ่ายหัวเมือง ๒)	๑)
๒)		ปากใต้ขึ้นแก่
๓)		๓)
๔)		๔)

สมุหพระกระลาโหม แลว่าสมุหพระกระลาโหม²⁶แต่ก่อนเป็นโทษจึงชักหัวเมือง(ง)

5 ปากใต้มาขึ้นแก่กรมท่า ก็ล้วงโทษล้วงกษัตริราชเนิ่นนานมาแล้ว ครั้งนี้ส(มุห)

พระกระลาโหมมีความชอบ ฝ่ายกรมท่าก็มีความชอบ แลจะแบ่งหัวเมืองปาก

ใต้ให้ขึ้นกลาโหมบ้างคงอยู่กรมท่าบ้าง แลที่เจ้าพระยาศรีธรรมราชานั้นหา

ตำแหน่งได้ว่ากล่าวไม่ จ้งกตำแหน่งที่อทุกขราชถู²⁷ให้เจ้าพระยาศรีธรรมราช

6 ตั้งแต่ว่ากล่าวจะเป็นประการใดให้ลูกขุนณ

ยาลา	}	ปฤกษาให้แจ้ง ๑
สารหลวง		

7 ๐ ข้าพระพุทธเจ้า พระครุมะหิธร พระครูพีเชฐ พระครูพิราม ขุนหลวงพระไกรยรี ³⁴	}	๙ คน ³² ลูกขุนณ ²⁹ ยาลา ๕ ³⁰ ลูกขุนณสารหลวง ๔ ³³

24 A ข้าทูลอองの上に ทุลีพระบาท。BC ๑ を ทุลีพระบาท に作る。以下、Cのすべての ลออง ๑ について同様。

25 C จะควรด้วยบ้านจ้ความชอบประการใด を欠く。

26 C สมุหกราโหม。

27 C ทูกราช。

28 B พิพัฒน์โกษา。C พิพัฒโกษา。

29 C ณ を欠く。

30 B คน を加える。C ลูกขุนศาลหลวง ๔。

31 A อ の下に×印。その文字の削除を意味する。C พระยาสุรเสนา。

32 B รวม ๙ คน。C รวม ๙ นาย。

33 B คน を加える。C ลูกขุนศาลหลวง ๔。

34 C ไตรศรี。

- 8 ขอพระราชทานปลุกเสกด้วยเกล้า ๆ พร้อมกันว่า สมเด็จพระเจ้าหลานเธอ เมืองณ³⁵(คร) ราชศรีมาได้โดยเสด็จ ๆ³⁶ การพระราชสงครามหลายครั้ง แลครั้งนี้รู้ว่าพระนค(ร) ชนบุรียเปนจุลาจล กิ่งอจรับเสด็จ ๆ ลงมาแต่เมืองนครราชศรีมาถึง³⁷พระ(น) ครชนบุรีก่อรเสด็จ ๆ ครันอยู่³⁸ณวันอังคารเดือนห้าแรมห้าค่ำปีชวดจัตวาศ³⁹
- 9 อายุบุญมีรามลัก
 อายุพระยาสรค⁴⁰
 อายุพระยามหาเสนา
 ไพบู่ที่ข้าศึกชนะถ่าย⁴²เคียว หากสมเด็จพระเจ้าหลานเธอเชื่อมแจงงชา
 นาร) ใน
- กับข้าราชการคบคิดกันจูงโจมตีสมา⁴¹พระเจ้าหลานเธอแล้ว(จุด
 นิ
- การณรงค แล้วเดชะพระเดช⁴³เดชานุภาพพระบาระมีสมเด็จพระพุทธิเจ้าอยู่หัว ปกเกล้า ๆ จึงต่อรบสู้อายุบุญมีรามลัก แต่เพลาคี ๑๐ ทุ่มจันรุ่ง⁴⁴
- 10 บ่าย ๒ โมงเศษ พวกอายุบุญมีแตกพ่ายสมเด็จพระเจ้าหลานเธอยามา⁴⁵(เอา) ไชยะชำระไว้ได้ แล้วจับได้อายุบุญมีรามลักแลพวกอายุบุญมีรามลักเปนอ(น) มาก ขอพระราชทานตั้งสมเด็จพระเจ้าหลานเธอให้เป็นเจ้าฟ้ากรมหลวงว(น) รัชเทเวศ ให้มีพระเฉลียงเครื่องสูง ๑ ชั้นคันประดับมุก เรือตั้งแห่(๑)
- 11 ตามตำแหน่งพระราชนัดดาที่มีความชอบ ๆ ๆ C~
 หลานเธอ ๓ พระองค์)
 ๑ หนึ่งสมเด็จพระเจ้า) ๔ พระองค์นั้นได้โดยเสด็จ
 น้องยาเธอพระองค์ ๑)
- การพระราชสงครามมาแต่ยังทรงพระเยาวอยู่ ได้ไปปราบนานาประเทศทุกค(รัฐ) มีความชอบมาก ขอพระราชทานตั้งสมเด็จพระเจ้าหลานเธอให้ เปน
- 12 หลวงธิเบศดิน⁴⁶
 กรัม หลวงฉรินรนเรย
 หลวงเทพหะริยรัชย์
 หลวงจ๊กเจษฎา) พระราชทานเครื่องยศสำหรับขัตติยราช

35 A ฃの上に×印、ฃの下に ฃ を記す。

36 B เสด็จ. C ตั้งซึ่งพระราชดำเนิน, 以下、C のすべての ๑ について同様。

37 BC ถึง.

38 B มา を加える。

39 A ศの上に " を記す。

40 B อ้าพระยาสรค อ้าบุญมีรามลัก とあり、順序が逆。

41 B สมเด็จ を欠く。

42 B ภาย.

43 B พระ を加える。

44 B จน を加える。

45 A ท 下に ๓ が修正として記されている。

46 B ธิเบศดินทร์. C ธิเบศดิน. 以下、C の 4 名の人名それぞれに続けて ๑ を付す。

- 13 สะกุล⁴⁷พระราชนัดดา⁴⁸ มีความชอบ ๗ ๗C~
 ๑ อนึ่งสมเด็จพระเจ้าลูกเธอองค์ปรถม ยังทรงพระเยาว์อยู่ แลทร(ง)
 พระอุษาหะโดยเสด็จ ๗⁴⁹การพระราชสงครามมีความชอบ ขอพระราช
 ทาน ตั้งสมเด็จเจ้าลูกเธอเป็นเจ้าฟ้ากรมหลวงอิศรสุนทร พระรา(ช)
 14 ทานเครื่องสำหรับพระราชโอรส⁵⁰มีความชอบ ๑ อนึ่งนายสัน⁵¹เป็นข้าได้
 ลอดองทุลี ๗ มีความอุษาหะจงรักภักดีทำราชการช้านานมาจนเสร็จ ๗⁵²
- | | | |
|--|---|--|
| งามการพระราชสงครามแห่งใดก็โดยเสด็จ ๗ ทำการฉลองพระ
เนตร์
ต่างพระ
กัณ | } | ทุกครั้ง หมิได้เว้นว่างก็ได้ราชการ ไม่มีสิ่งเคื่อง
เฉช
คุณ |
|--|---|--|
- 15 ได้ลอดองทุลี ๗ แต่สัก⁵³ครั้งหนึ่งหาหมิได้ มีความชอบมากจะให้
 ผ่าน
 ไป
 ครอบง) เมือง⁵⁴อันใหญ่ แต่ ๗ ข้า ๗⁵⁵ เหนว้างไกลได้ลอดองทุลี ๗ น้(ก)
 ๗ ข้า ๗⁵⁶ ทั้งปวง ขอพระราชทานให้เป็นเจ้าพระยารัตนาพิพิตว่าที่⁵⁷สมุหะ
 นายักษ์ ทำราชการฉลองพระเดชพระคุณอยู่ใกล้⁵⁸ ได้ลอดองทุลี ๗
- 16 จเลียง)
 ให้มีสัดโทนคนใช้⁵⁹ เครื่องอุปโภคบริยโภคตาม⁶⁰อย่างสมุหนายกแตกอ(น)
 คานหาม)
 ๑ อนึ่งพระยาเพชรบูร⁶¹สั่งชื่อ ผู้เสี้ยชีวิตร์ทำราชการงารสงคราม⁶²ได้ลอดองทุลี ๗

47 B ตระกูล. C กระกุล.

48 C พระ 欠き、อนุษา を加える。

49 A ๗の上に พระราชดำเนิน と記されている。

50 C โอรสศิริราช.

51 BC เสด็จพระราชดำเนิน

52 C เสด็จพระราชดำเนิน.

53 B สัก 欠く。

54 B ไปผ่านไปครองเมือง. C ไปผ่านเมืองไปครองเมือง.

55 BC ข้าพระพุทธเจ้า. 以下、C においてはすべての ๗ ข้า ๗ について同様。

56 B ข้าพเจ้า.

57 A อの下に×印。

58 C ทำราชการฉลองพระเดชพระคุณอยู่ใกล้ 欠く。

59 C ไชย, 以下、すべての คนใช้ について同様。

60 A มの上に×印、文字の下に ㅎ を記す。

61 A ร 2 文字の上に×印2つ、右の ร の下に ㅎ を記す。C พระไชยบูรณ์ปลัดเมืองพิษณุโลกย์.

62 B ใน を加える。

สมเด็จพระอนุชาธิราชเจ้าแต่เดิมมากความชอบมาก แล้วก็เปนบุตร
พระยาขลาไหมแตก้อร ขอพระราชทานตั้งให้เป็นเจ้าพระยามหาเสนาพระรา(ช)

17 ทานเครื่องขี้ค้ำให้มีสัตถน⁶⁴คนใช้
นเล่ียง
กานหาม } เครื่องอุปโภคบริยโภค ตา⁶⁵มข้าง

สมุหะพระกลาไหม⁶⁶แตก้อร⁶⁷ ๑ ซึ่งเมืองปากใต้ขึ้นแก่กลาไหม ยักมาขึ้นแก่
กรมทำนั้น บัดนี้กลาไหมมีความชอบ ๗⁶⁸อพระราชทานแบ่งหัวเมืองปาก(ก)

	ได้ฝ่ายตะวันตก ซึ่งขึ้น	กรมท่า 70มหาดไท }			ยักมา ⁶⁹		
18		เมืองณ ⁷¹ ครศรีธรรมราช ๑	}	๑๒ ⁷²			
		เมืองสงขลา ๑					
		เมืองพัตะลุง ๑					
	เมือง	เมืองถลาง ๑					
	กรมท่า ⁷³ }	เมืองไชยา ๑					
		เมืองประทิว ๑					
		เมืองชุมภอร ๑					
19	ขึ้นกรม	เมืองคลองवार ๑			}	๑๓	เมือง ⁷⁴
	กลาไหม ⁷⁵ }	เมืองกุย ๑					
		เมืองปราน ๑					
		เมืองตะนาวศรี ๑					
		เมืองอำมฤท ⁷⁶ ๑					
	เมืองมะ	เมืองเพชบุรีชัย ๑					

63 A ณの上に×印、文字の下に ン を記す。

64 BC สัตถโทน.

65 A ม と ข のあいだの上に×印、2つの文字の下に ㅎ を記す。

66 B สมพระกระลาไหม.

67 A รの上に×印、文字の下に ン を記す。

68 A ๗の上に" を記す。以下、A の ๗๑ にはしばしば" が記されるが、註記しない。

69 C ยักมา を欠く。

70 BC กรม を加える。

71 A ณの上に×印、文字の下に ン を記す。

72 B รวม ๑๒ เมือง. C รวม ๑๒ หัวเมือง.

73 C เมืองกรมท่า を欠く。

74 B รวมเปน ๑๓ เมือง. C รวมกัน ๑๓ เมือง.

75 B กรมพระกระลาโม. C ขึ้นกรมกลาไหม を欠く。

76 C มฤท.

- หาคไท)
- 20 เมืองนนทบุรี ๑)
เมืองสมุทรปราการ⁷⁷ ๑)
เมืองชาครบุรี ๑)
ให้กิ่งเมืองขึ้น) เมืองชน⁷⁸ ๑ ๘⁷⁹)
อยู่ กรมท่า) เมืองระยอง ๑)
เมืองบางละมุง ๑)
เมืองจันทะบูรณ⁸⁰ ๑)
21 เมืองตราด ๑) ๕ หัวเมือง⁸¹ ๗๑๘)
เมืองขึ้นมะหาคไท) เมืองสะมุทสงคราม ๑)
ยกมาขึ้นกรมท่า)
- 22 เมืองการบุรี⁸² ๑)
ให้ยกเอา เมืองไชโยก ๑) ซึ่งขึ้นกรมท่า) พระราชทานให้ไปขึ้น
เมืองฉะเชิงเซรา⁸³ ซึ่งขึ้นกรมพระกลาโหม)
กรมหาคไท ให้ทำราชการให้เสมอกันจึงควรด้วย⁸⁴ยศดาศักดิ์ แล้วจะ
- 23 (๑) ด้ราชการสะดวก ให้เจ้าเมืองกรมการทำตามรับสั่งนี้จึงทุกประการ ๗๑๘)
๑ อนึ่งหลัง⁸⁵รองเมืองก็จงรักภักดีต่อไฉลองทุลี ฯ ได้โดยเสด็จ ฯ
ทำการสงครามหลายครั้งมีความชอบอยู่ ทั้งเป็นคนเก่ารู้ชนบ⁸⁶ราชการ
ในกรมพระนครบาล ขอพระราชทานตั้งให้เป็นพระยาอัมมราช พระราชทาน
- 24 (๑) ครื่องยศ ให้) ๑) สักโทนคนใช้ โดยถานาศักดิ์ ๗๑๘)
กานหาม)
- อนึ่งพระยาธรรมมานันได้โดยเสด็จ ฯ ทำการ⁸⁷สงครามแต่เดิมมาแล้วก็ตั้งชื่อ
(๑) จริคมันคง ต่อได้ไฉลองทุลี ฯ มีความชอบมาก ครั้นจะยก
ไปเป็นกรมอื่นนั้นไม่ได้ ด้วยพระยาธรรมมา⁸⁸รู้ชนบราชการชัดเจนในกรมวัง

77 BC สมุทรปราการ.

78 B ชล. C ชลบุรี.

79 B รวม ๘ เมือง. C รวม ๘ หัวเมือง.

80 B จันทบุรี. C จันทบุรี.

81 B รวมเป็น ๕ หัวเมือง. C รวม ๕ หัวเมือง.

82 B กาญจนบุรี. C กาญจนบุรี.

83 B ฉะเชิงเซรา. C ฉะเชิงเทรา.

84 C ตาม.

85 C ราช を加える。

86 C กำนบ.

87 C พระราช を加える。

88 C จัก を加える。

- 25 (อ)อยู่แล้ว ขอพระราชทานให้เลื่อนเป็นที่เจ้าพระยาธรรมมาคง⁸⁹ไว้ให้มี
จเลียง
กานหาม
- (ศักดิ์โทนคนไ้ใช้ โดยถานาศักดิ์ ๑ อนึ่งนายปิ่น⁹⁰ข้าหลวงเดิมได้โดย
(อ)สดง ฯ ทำการสงครามมาหลายครั้งต้องสาตราวุฒ่าศึก แล้วครั้ง
นายทับ
(นี้)คิดอานชื่อสวนชวน
นายกอง) อนาประชาราษฎร มาตีเอาพระนคร⁹¹บุรี⁹²
- 26 (ได้)มีความชอบมาก ขอพระราชทานตั้งให้เป็นพระยาพิลเทพ พระราช
จเลียง
ทานเครื่องยศให้มี
กานหาม) สักโทนคนไ้ใช้ ตามถานาศักดิ์ ฯ๕๐๐
อนึ่งหลวงขริวิจิตรจงรักภักดีตั้งชื่อหมายอยู่เป็นข้าได้ล่องทุลี ฯ
(ม)⁹³ขานารแล้ว ก็ได้โดยเสดง ฯ การ⁹⁴สงครามมาแต่ก่อนแลครั้งนี้ได้ทำ
27 (ราช)การด้วยสมเดจพระเจ้าหลานเธอ กรมหลวงอนุรักษ์เทเวทจน์สำเร็จ
(ราช)การ แลได้แดงคั้นเอากิจราชการนักเบาในเมืองทนบุรี้อออกไป
(แ)งได้ล่องทุลี ฯ⁹⁵ ถึงคานพระจริต⁹⁶นั้นมีความชอบมาก ขอพระ
(ราช)ทาน เอาหลวงขริวิจิตรเป็นพระยาพระคลัง⁹⁷ พระราชทานเครื่องยศ
28 ให้มี จเลียงกานหามสักโทน⁹⁸คนไ้ใช้ โดยถานาศักดิ์ ฯ๕๐๐
นายบุญนาก
๑ อนึ่ง หลวงสุระ
หลวงฉะฉะ) เป็นข้าได้ล่องทุลี ฯ มาแต่เดิม
แล้วได้โดยเสดง ฯ ทำราชการสงครามเข้มแข็ง แล้วก็เปนนาย
29 หลวงสุระ
ทับนายกอง) ดอง⁹⁹สาตราวุฒ่าศึก คัล¹⁰⁰ครั้งสองครั้งบาง

89 C คง を欠く。

90 BC ปิ่น.

91 A ร の上に×印が記され、文字の下に 辰 が記されている。

92 B ธนบุรี. C ธนบุรี.

93 C ที่ を加える。

94 C พระราช を加える。

95 C ฉบับหนึ่ง を加える。

96 C พระยาฤๅณ.

97 C พระยาพระคลัง を พระยาพิพัฒน์โกษา พระยาพิพัฒน์โกษาเก่า ขอให้เป็นพระยาพระคลัง ขอ に作る。

98 B สักโทน を欠く。

99 BC ต้อง.

100 BC คนละ.

หลวงฉนะ]

ครั้งนี้เล่า ก็คิดอ่านเป่า¹⁰¹ร้อง¹⁰²คุมราษฎร มาตีพระนักษัตรบุรีรัมย์มีความ
(ข)อบ ขอพระราชทานตั้งให้¹⁰³นายขุนนาค เป็นเจ้าพระยาไชยวิชิตรักษา
(ก)รุง ฯ ให้หลวงฉนะเป็นพระยาสรคบุรีรัมย์ หลวงสุระเป็นพระยาศรีราชเดโช

- 30 (พ)พระราชทานเครื่องยศ โดยถนาศักดิ์ ฯ
อนึ่งนายแสงมีความจงรักภักดี ต่อตลอดองธุลี ฯ ได้ทูลเกล้า ฯ
(ง)ว้ายหนังสือลับ¹⁰⁴ ให้ทรงพระราชดำริรักษาพระองค์ธุลีกิจการแล้วตัวก็
(ฝ)ามาให้ใช้สอยกรากกรำทำราชการอยู่¹⁰⁵ได้ตลอดองธุลี ฯ หาได้คิดรัก
กาย
ชีวิตร์

- 31 (ข)องตัวไม่ มีความชอบ ขอพระราชทานตั้งให้นายแสงเป็นพระยาทิพ
(โ)กษา พระราชทานเครื่องยศโดยถนาศักดิ์ ฯ
อนึ่งนายหงเสมียรเป็นคันท่า สั่งซื้อสุจริตได้ทำราชการมาแต่เดิม
(อ)เล่ารู้ชนบ¹⁰⁶ราชการ ใช้สอยสิ่งใดได้ตั้งพระไท มีความชอบมาก

- 32 (ขอ)พระราชทานให้นายหงเป็นพระยาพิ¹⁰⁷ครไอยสุรจางวางเขาที่¹⁰⁸ขอให้
(มี)เจดีย์คานหามแลเครื่องอุปโลก¹⁰⁹ พระราชทาน
เกษ
จุย¹¹⁰ } ให้เป็นพัรษา

พระยาพิพิตไอยสุรย์ ๑ อนึ่งขุนโลกทิป กาไชโยก ๒ คัน
(จ)งรักภักดี ชำระพระชันษาทูลเกล้า ฯ ถวายทำนายนุกต้องแด

- 33 (อ)คิมจันเสดจ ฯ ขึ้นปราบฎาภิเศกมีความชอบขอพระราชทานตั้ง
ขุนโลกทิปเป็นพระโหรธิบดี
ให้¹¹¹ } ให้พระราชทานเครื่องยศโดยถนาศักดิ์ ฯ
กาไชโยกเป็นขุนโลกทิป

101 B เป่า, C เป้า.
102 C ร้อง を欠く。
103 C ให้ を加える。
104 BC ลับ.
105 B ใน を加える。
106 C ถานบ.
107 A พิ の下に พิ が記されている。
108 B พระยาพิพิตรไอยสุรจางวางเขาที่, C พระยาพิพิตรไอยสุรจางวางเขาที่。
109 C บริโลก を加える。
110 B เดคจู้, C เกษจู้.
111 B ให้ を欠く。

34	หล้างพีเรน ๑ ¹¹² หลวงก๊กคีผู้ธร ๑ ๑ อนึ่ง หลวงก๊กคีสงคราม ๑ หลวงสัจจา ๑ หล้างไชนะรัง ๑	} เป็นข้าไคลเองทูลี ฯ
35	แต่เดิมมาได้โดยเสด็จ ฯ การสงครามเข้มแข็งเปนนาย	} <div style="text-align: center;"> ทับ กอง </div>
ต้องสาตราวุทฆ่าศึกแทบบรรดาตายคละ ¹¹³ ครั้งหนึ่งสองครั้ง ได้ราชการ มีความชอบมาก ขอพระราชทานตั้งให้เป็นอาษา หกเหล่า		
36	หล้างพีเรนเปนพระยาท่ายน้ำ หล้างก๊กคีผู้ธร เปนพระยารามกำแหง ให้ หล้างก๊กคีสงครามเปนพระยาไพไชรินฤทธ หล้างสัจจา เปนพระยาวิชิครณรงค์ หล้างไชนะรัง ¹¹⁴ เปนพระยาไพไชสงคราม	} <div style="text-align: center;"> พระราชทานเครื่อง ยศโดยถานาศัก </div>
37	นายบุญนาก ๑ หลวงกลาง ๑ ขุนปองพลขัน ¹¹⁵ ๑ นายทองอยู่ช่างทอง ๑ ขุนกลาง ๑	}
38	ขุนจุย ¹¹⁶ ๑ ขุนยุกรบัต ๑ หล้างอิน ๑ หล้างชำนิ ๑ นายตรีเสมียร ๑	}
39	นายบุญจัน ๑ นายทองศุก ๑ ๑ อนึ่ง หล้างพลแผ่นดินยาน ๑	} ๓๐ ¹¹⁷

112 B 以下 5 名の人名に続く ๑ を欠く。

113 BC คนละ.

114 B หลวงไพไชนะรังค.

115 B ป็องพลขัน. C ป็องพลขัน, 以下でも同じ。

116 BC จุย, 以下でも同じ。

117 B รวม ๓๐ คน. C ๓๐ を欠く。

- | | | |
|----|---------------------------|---|
| | นายปานเสมียร์ | ๑ |
| | นายทองควง ¹¹⁸ | ๑ |
| 40 | นายทองดี ¹¹⁹ | |
| | หมื่นศรีเสนา | |
| | หลวงราม | |
| | หมื่นไชเสณี | |
| | นายษาเสมียร์ | |
| 41 | นายสุจใจ ¹²⁰ | |
| | นายบุญเมือง | |
| | หลวงวัง | |
| | หลวงมะหาพิไชย | |
| | ขุนสิทธิรักษ์ | |
| 42 | หมื่นสนธิ์ ¹²¹ | |
| | รองจ่า ¹²² | |
| | นายสุด | |
| | นาสม ¹²³ | |
| | นายมูล | |
- 43 ทำราชการมาช้านานได้โดยเสด็จ ๆ การสงครามไปปราบอริราช¹²⁴ฆ่าศึก
 นา ๆ นุประเทศ มีไชยชานะหลายครั้งความชอบมาก
 ขอพระราชทาน ตั้งให้
 นายบุญนาก เป็นพระยาอุไททัน¹²⁵
- 44 หลวงกลาง เป็นพระยาราชสงคราม
 ขุนป้องพลขัน เป็นพระยาจุลราชมัลตรี
 นายทองอยู่ข้างทองเป็นพระยาศรีไกรลาช¹²⁶
 ขุนกลาง เป็นพระยาอภัยรณฤทธิ์
- 45 ขุนจุย เป็นพระยาอะนุจิตราชา
 ขุนยุกรบัต เป็นพระยารักษ์มัลเทียร

118 B ทองทอง.

119 BC 以下15名の人名に ๑ を加える。

120 BC สุดใจ, 以下でも同じ。

121 BC หมื่นสนธิ, 以下でも同じ。

122 BC รองจ่า.

123 BC นายสม, 以下でも同じ。

124 C อริราช.

125 BC พระยาอุไทรธรรม. C 以下20名の任命・昇進後の人名に ๑ を加える。

126 B พระยาไกรลาช. C พระยาไตรลาศ.

- หลวงอิน เป็นพระยาเพชรพิไชย
หมื่นชำนาญ เป็นพระยาศรีเสาวภาหะ
- 46 นายศรีเสมียร เป็นพระยาศรีพิพัฑ
นายบุญจันเป็นพระยาวิชิตภักดี จางวางคลังในชาย
หลวงพลแผ่นดินทะยาน เป็นพระพิพิตเดชะ
นายปานเสมียร เป็นพระเทพารชุน
- 47 นายทองดวง¹²⁷ เป็นพระสมบัตธิบาน
นายทองศุก เป็นพระเสนาพิมุค
นายทองดี เป็นจหมื่นศรีสวารักษ¹²⁸
หมื่นศรีเสนาเป็นจหมื่นไวยอระนารถ¹²⁹
- 48 หลวงราม เป็นพระกำแพง
หมื่นไชยเสนี เป็นหลวงราชฉิน¹³⁰
นายษาเสมียรเป็นพระรองเมือง
นายสุดใจ เป็นพระพิเรนเทพ¹³¹ นายบุญเมืองเป็นพระมหาเทพ
- 49 หลวงวัง เป็นพระจันทาทิด
หลวงมหาพิไชย เป็นพระจาแสน¹³²
ขุนสิทธิรักษ์ เป็นหลวงเทพสมบัต
หมื่นสะนิจ เป็นหลวงราชวังษา
- 50 รองจา เป็นหลวงอินมัลตรี
นายสุด เป็นหมื่นทิพรักษา
นายสม เป็นหมื่นราชาบาล
นายมูล เป็นหมื่นราชามาศ¹³³
- 51 หมื่นสะนิจ เป็นพระมะหามัลตรี
ให้¹³⁴พระราชทาน เครื่องยศโดยถานาศักดิ์ ๗๐๐
พระพิมาย¹³⁵ |
หลวงฉะรา¹³⁶ |

127 B นายทองกอง. C นายดวง.

128 B จหมื่นศรีเสวารักษ. C จหมื่นศรีสรรักษ์.

129 A 2つ目の 1 の上に " を記す。B จหมื่นไวยอระนารถ. C จหมื่นไวยอระนารถ.

130 BC หลวงราชฉิน.

131 B พระพิเรนเทพ. C พระพิเรนทร์เทพ.

132 BC พระจาแสน.

133 BC หมื่นราชามาศ.

134 C ให้ を欠く。

135 B พระพิมาย, C พระภิมาย, 以下でも同じ。またCは以下22名の人名に●を加える。

136 BC หลวงฉะรา, 以下でも同じ。

- 52 พระราชบุรี
พระวิเชียร
หลวงพลพูน
หลวงพิพัฒน์เสนา¹³⁷
หลวงสิทธิสงคราม
หลวงเมือง
อนึ่ง นายเขม¹³⁸
- 53 หลวงศรีสงคราม
ขุนศรีภักดี
พระไช้บาดาน
หลวงไช้ณรงค์¹³⁹
ขุนวิเศษ¹⁴⁰
หมื่นวิเศษ
- 54 หลวงนระรง
หลวงเทียม
ขุนแพ่ง¹⁴¹
ขุนเทพอายุ
หลวงปลัดเมืองพิมาย
หลวงนา
- 55 ขุนด่าน¹⁴²

เป็นข้าได้ลองทูลี่ ๆ แต่เดิมมา ได้โดยเสด็จ ๆ การ¹⁴³สงคราม
รับพุงฆ่าศึก ได้ราชการมาหลายครั้งมีความชอบมาก ขอพระราช
ทานตั้งให้ พระพิมาย เป็นเจ้าพระยานครราชสีมา¹⁴⁴

[หลวงนราเป็นพระยาพิศณุโลกย์]

[พระวิเชียรเป็นพระยาสุโขไทย¹⁴⁵]

[หลวงพลพูนเป็นพระยาเพชรบุรี]

137 B หลวงพิทักษ์เสนา, C หลวงพิพัฒน์เสนา, 以下でも同じ。

138 BC นายเขม, 以下でも同じ。

139 B หลวงไชยณรงค์, C หลวงไชยณรงค์, 以下でも同じ。

140 BC วิเศษ, 以下でも同じ。

141 BC ขุนแพ่ง.

142 C รวมยี่สิบสองคนนี้ を加える

143 C พระราช を加える。

144 C 以下22名の任命・昇進後の人名に を加える。

145 B พระยาสุโขไทย.

- [หลวงพิพัฒน์เสนาหาเป็นพระยานนทบุรี¹⁴⁶]
 [หลวงสิทธิสงคราม¹⁴⁷เป็นพระยาปราจินบุรีย์]
 [หลวงเมืองเป็นพระวิไชย]
 [นายเสมเป็นพระยาสมุทรสงคราม]
 [หลวงศรีสงครามเป็นพระพรหมบุรีย์]
- 56 ขุนศรีภักดี เป็นพระอินทบุรีย์
 พระไชบาดาน เป็นพระยาอานทอง
 หลวงไชณะรง เป็นพระนครสวรรค์
 ขุนวิเศษ เป็นพระไชนาภู หมื่นวิเศษเป็นพระการบุรีย์
- 57
 58
- 59 หล้าวงนริง เป็นพระอุไทรธานี
 หล้าวงเทียม เป็นพระนครไชยสีล¹⁴⁸
 ขุนแพง เป็นพระไชบาดาน
 ขุนเทพอาษา เป็นพระพิฆนุรณ
- 60 หล้าวงปลัดเมืองพิมาย เป็นพระพิมาย
 หล้าวงนา เป็นพระยาวิจิตร
 ขุนदान เป็นพระสวรรคโลกย์
 พระราชบุรีย์ เลื่อนทือเป็นเจ้าพระยาราชนบุรีย์
- 61 พระราชทานเครื่องยศตามถานาศักดิ์ อนึ่งนายสังจรงค์ภักดีต่อ
 ได้ล่องทุตี ฯ กระติงกระแดงคุมพักพวกช่วยรับพุง ค้วยสม
 เ็จพระเจ้าหลานเธอ เจ้าฟ้ากรมหล้าวงอนุรักษ์เทเวษจนสำเร็จ
 ราชการ เอาชีวิตแลกความชอบ ขอพระราชทานตั้งให้
- 62 เป็นพระเทพสุภาวดี¹⁴⁹เจ้ากรม พระราชทานเครื่องยศตามถานาศักดิ์
 ๑ อนึ่งพระยาจักรโตโหน¹⁵⁰ ได้โดยเสด็จพระราชดำเนินสงครามมาก็
 หลายครั้ง แล้วยกตั้งชื่อมั่นคงจรงค์ภักดี ต่อได้ล่องทุตี ฯ
 แล้วยราชการครั้งนี้ พระยาจักรโตโหนก็ชื่อกรัง¹⁵¹หาเอาใจแปรผันไม่
- 63 ขอพระราชทานตั้งให้ป็นเจ้าพระยาศรีธารมาธิราช พระราชทานเครื่องยศ

146 C พระยานนท์.

147 C หลวงสุทธิสงคราม.

148 B พระนครไชยศรี.

149 B พระเทพสุภาวดี.

150 C พระยาดักโตโหน.

151 BC ชื่อตรง.

โดยถนาศักดิ์ แล้วให้ยกเอาที่ตำแหน่งทุกข¹⁵²ราชภูรทุกหัวเมือง
ปากได้ฝ่ายเหนือมาขึ้นเจ้าพระยาศรีธรรมาธิราช ได้ตั้งแต่ว่ากล่าวสืบ

ไป ขอให้มี เฉลย คานหาม	}	ศักดิ์โทคนั้นใช้ตามตำแหน่งเจ้าพระยาศรีธรรมาธิราช ขอเค(ชะ)
------------------------------	---	---

訳註

◎小暦1144年寅年第4年閏8月黒分11日日曜日¹⁵³、[ボーロマナート・ボーロマボピット王陛下は]¹⁵⁴宮中の四面獅子座太陽天堂¹⁵⁵の上の謁見の間においてになり、勅命をもって獅子吼せられ、命じられるには、「[私は] 御幸して吉祥なる繁栄に登りつめ、灌頂を受けて王位に即き、[その] 公務を終えた。そこで親征に従って、以後功績のあった王子王甥、官僚については、どのように功績に褒賞を与えるべきであろうか。また以前からの国王の慣例では、北部の一、二、三、四級の地方国は民部大臣に所属し、南部の一、二、三、四級の地方国は兵部大臣に所属していた。かつて兵部大臣は処罰を蒙ったので、南部の地方国を港務省¹⁵⁶に所属させた。処罰から長く経過し、[そのときの] 王からも長く経過した¹⁵⁷。今、兵部大臣は功績があり、港務省にも功績がある。南部の地方国を分けて一部を兵部に属させ、一部を港務省に残そう。またチャオプラヤー・シータンマーティラート¹⁵⁸の地位には、処置する[対象となる] 役職がなかった。トゥッカラーサドーン¹⁵⁹職[の管轄権]をチャオプラヤー・シータンマーティ

¹⁵² C ทุกข を欠く。

¹⁵³ 1782年8月4日日曜日。

¹⁵⁴ Aの修正とBCによって補う。「ボーロマナート・ボーロマボピット」は一世王のタイトルであり、「最勝なる守護者、もっとも清浄なもの」の意。

ニティによれば、一世王の父方は、ナーライ王(1656-88年)時代の大蔵大臣でフランスに遣使されたこともあるチャオプラヤー・コーサー(パーン)(เจ้าพระยาโกษา(ปาน))に遡るという。彼の曾孫のルアン・ピニットアクソーン(トーンディー)(หลวงพิณิจอักษร(ทองดี))の子トンドゥアン(ทองด้วง)が一世王である。その家系は歴代高官を輩出し、他の大臣の家系とも親族関係にあったとする。ゆえにニティは一世王の出自を「貴人の血統」と見なした[นิธิ 2004(1986): 404-406]。しかしその根拠である『始祖の勢威』[“อภินิหารบรรพบุรุษ.” 2002(1930): 13-18]は19世紀後半に編纂された史料である。そこに見えるチャクラー王家の系譜はそれ以前の史料によって裏付けることができない。『一世王年代記』でさえ、一世王の家系について何も記していない。ちなみに、ルアン・ピニットアクソーンは民部省書記官(เสมีขรรคารมมหาไถ)であり、位階田600ライ、下級のクンナーン(註162参照)であった。

¹⁵⁵ パーリ語 caturamukkhāsīnḥāsanasuriyavimāna の直訳。

¹⁵⁶ ラタナコーシン朝では港務省は大蔵省(กรมพระคลัง)と同一の組織と見なしうる[川口2015]。

¹⁵⁷ アユタヤ時代に兵部省が南部を管轄したことを示す同時代史料は管見の限り存在しない。ただし17世紀末から大蔵(港務)省が南部統治に関与したのは事実と考えられる。川口[2015]参照。

¹⁵⁸ 宮内省総裁(จางวางกรมวัง)と考えられる。註204参照。

¹⁵⁹ パーリ語・サンスクリット dukkharāṣṭra の転訛であり、「人民の苦しみ」、「苦しむ人民」、「国の苦しみ」、「苦しむ国」といった意味だが、不詳。『三印法典』「新勅令44」(1802年)にトゥッカラー(ทุกขราช)なる地方官が見え[KTSD, vol. 5: 368]、トゥッカラーサドーンとはこれであろう。シータンマーティラートに全地方に在任するトゥッカラーサドーンを管轄させる、というのが本文の意味と考えられる。

ラートに与えよう。どのように任命し処置するのか、議政堂の閣僚¹⁶⁰と大法廷の判事¹⁶¹に協議させて示させよ」と。

◎臣、議政堂の閣僚たるプラヤー・ピパットコーサー¹⁶²、プラヤー・ラーチャパクディー¹⁶³、プラヤー・ラーチャスパーワディー¹⁶⁴、プラヤー・マハーアムマート¹⁶⁵、プラヤー・アスラセーナー、[以上] 5名と、大法廷の判事たるプラ・クルーマヒトーン¹⁶⁶、プラ・クルーピチェート¹⁶⁷、プラ・クルーピラーム¹⁶⁸、クン・ルアンプラクライシー¹⁶⁹、[以上] 4名、[計] 9名は協議させていただきましたところ、ナコーンラーチャシーマーの王甥殿下¹⁷⁰につきましては、[即位以前の一世王の] 親征に従うこと多く、この度はトンブリーの騒乱が生じたことを察知されますと、[陛下が都に] おいでになる前に、殿下は急ぎナコーンラーチャシーマーからト

160 大臣や局長からなる、政府の高官団 [川口2006: 74-75]。

161 宮廷バラモン局 (เจ้ากรมลูกขุน) に所属し、判事を務めるバラモンたち。

162 大蔵 (港務) 省奏聞担当次官 (ปลัดทูลฉลอง)、位階田 (ศักดิ์นา) 1000 ライ。本名ソン (สน)。以下、本名、官等 (บรรดาศักดิ์)・欽賜名 (ราชทินนาม)、官職 (ตำแหน่ง)、位階田は判明しているもののみ註記する。官等は上からチャオプラヤー、プラヤー、プラ、ルアン、クン、ムーンである。欽賜名は官職ごとに用意されている名。位階田とは田の面積によってそのものの社会的地位を示したもの。単位はライ (1600m²)。位階田400ライ以上がクンナーン (官僚貴族) である。官職と位階田は基本的に『三印法典』[「文官・武官地方国位階田法 (พระไอยการตำแหน่งนาพลเรือนหัวเมือง)』[KTSD, vol. 1: 219-327] による。

「協議書」ではホンが大蔵 (港務) 大臣 (เจ้ากรมโกษาธิบดี) に推薦されているが、実際にはソンがそれに就き、チャオプラヤー・プラ克蘭となった。PRPTMB: 「[一世王は] プラヤー・ピパットコーサーをチャオプラヤー・プラ克蘭に任じられた」。PRPPRHL: PRPTMB に同じ。PRPRI: PRPTMB におおむね同じ。しかし1783/4年に、意味不明な言動によって港務省公務補佐プラヤー・アッカラート (พระยาอัครราชช่วยราชการในกรมท่า) に降格された [PRPRI: 22]。ニティ [นิติ 2004(1986): 420] はソンを「貴人の血統」と推測。RTCP [9] が引くチャオプラヤー・ティッパーコーラウォン著 *ลำดับเสนาบดี* (『歴代大臣』、未刊) に หม่อมสน 「モーム・ソン」とあるのがその根拠である。「モーム」は貴人の名に冠される語であるため。しかし『歴代大臣』の一写本では「モーム」の語なし [“ลำดับเสนาบดีกรุงรัตนโกสินทร์ ตั้งแต่ ร.๑-ร.๔” NL. CMH. RI. C.S. 1144, no. 9. 以下、LSKR と略]。

163 管財大蔵局長 (เจ้ากรมพระคลังมหาสมบัติ)、位階田5000ライ。

164 人員登録局長 (เจ้ากรมพระสุรัสวดีกลาง)、位階田5000ライ。

165 民部省北方担当民部局長 (เจ้ากรมมหาดไทยฝ่ายเหนือ)、位階田3000ライ。

166 宮廷バラモン局王師 (พระมหาราชครู)、位階田10000ライ。

167 宮廷バラモン局侍講 (พระราชาครู)、位階田5000ライ。

168 宮廷バラモン局侍講、位階田5000ライ。

169 宮廷バラモン局民事裁判局長 (เจ้ากรมแพ่งกลาง)、位階田3000ライ。Cの「トライシー」は誤り。

170 本名トーンイン (ทองอิน)、1746-1806年。一世王の姉サー (クロマプラヤー・テプスダーワディー) とプラ・イントーラクス (モーム・セーン) の長男。一世王の甥。当時はナコーンラーチャシーマー国主プラヤー・スリヤアパイ (พระยาสุริยอภัย) [PRPTMB: 140]。なお王族の履歴については บรรเจิด [1996] を参照した。

ンブリー都に戻られました¹⁷¹。寅年第4年5月黒分5日火曜日¹⁷²になって、アーイ¹⁷³・ブンミー・ラームラック¹⁷⁴、アーイ・プラヤー・サン¹⁷⁵、アーイ・プラヤー・マハーセーナー¹⁷⁶と官吏が図って王甥殿下を急襲しました。[しかし王甥は] 敵のところへ火を放って一方的に勝利しました。王甥殿下は戦いにおいて勇猛練達であり、また国王陛下の威徳により、アーイ・ブンミー・ラームラックとの戦いを続け、10トゥム時(午前4時)から明け方に至りました。午後2モーン時(午後2時)頃になって、アーイ・ブンミーの一派は王甥殿下に敗れ、[王甥は]勝利することができませんでした。アーイ・ブンミー・ラームラックと、アーイ・ブンミー・ラームラックの一派を捕らえること多数でした。王甥殿下をチャオファー¹⁷⁷・クロマルアン¹⁷⁸・アヌ

171 当時の状況は以下の通り。タークシンはカンボジア王アン・ノーンを後援していた。しかし1779年にカンボジアの高官チャオヴィエ・ムーが、一時的にサイゴンを回復した阮福映政権を後ろ盾に得て、アン・ノーンを殺し、アン・エーンを即位させて実権を掌握した。そこで1781年にタークシンの命を受けて、チャオプラヤー・チャクリー(一世王)と弟チャオプラヤー・スラシーがムーらを討伐するために軍をカンボジアに進めた。ムーは逃げて阮福映政権に助けを求めた。チャクリーらはプノンペンに駐留して、阮有瑞率いる阮福映軍と対峙した。そこにプラヤー・サンが首都を落としたという報告が入ったため、チャクリーはプラヤー・スリヤアパイを都に急行させるとともに、阮有瑞と講和して帰京を急いだ [PRPTPC: 124-125, 130-131; PRPTMB 132-134, 140-141; 『河僊鎮葉鎮鄭氏家譜』; 『嘉定城通志』 卷3 疆域志、河僊鎮; 『大南寔録』 第一紀、卷1、壬寅3年正月条; 北川2006: 168-169, 176-179]。

172 1782年4月2日火曜日。

173 人名に冠する語。侮蔑的な意味を持つ。

174 クロマクン・アヌラックソンクラーム (กรมขุนอนุรักษสังคราม) 親王。タークシンの母方の親族か [นิติ 2004 (1986): 66]。タークシンがプラヤー・サンに降伏した際に、捕らえられたが、のちに解放されてプラヤー・サンの一党に加えられた [PRPTPC: 129-130; PRPTMB: 139, 141]。「協議書」にブンミー・ラームラックが一党の代表として扱われ、またプラヤー・サンよりも先に彼の名が挙がっているところから、プラヤー・サンらは彼を神輿として担いだ可能性がある [Cf. Terwiel 2005 (1983): 59]。彼はプラヤー・サンらとともにチャオプラヤー・チャクリーに処刑された [PRPTPC: 132; PRPTMB: 149]。

175 1782年、重税をきっかけにアユタヤで反乱が起こった。叛徒はアユタヤ国主を殺害するに至ったため、タークシンはプラヤー・サンに鎮圧に向かわせた。ところがプラヤー・サンは叛徒と合流し、トンブリーを包囲した。交渉の末、タークシンは出家を余儀なくされた。のち、「協議書」にもあるようにプラヤー・スリヤアパイとの戦いに敗れて捕らえられ、チャクリーに処刑された [PRPTPC: 128-134; PRPTMB: 138-149]。

なお、反乱の原因となった重税とは、『河僊鎮葉鎮鄭氏家譜』によれば家屋3間ごとに銀20銖(パーツか)の税を徴収するというもので、全土で施行され、銀のないものは竹竿に収監されたため、怨嗟の声に満ちた。一世王は家屋税を廃止しているため [PRPRI: 208]、この税がトンブリー朝滅亡の引鉄になったのが事実である可能性は高い。

また、年代記は反乱の首謀者を「ナーイ・ブンナーク (นายบุญนาค)」と「クン・スン (ขุนสุน)」と記す [PRPTMB: 138]。一方で、『大南寔録』第一紀、卷1、壬寅3年正月条は首謀者をプラヤー・サン(丕雅宛産)の弟であったとする。PRPTMB [147] では弟は「ルアン・テープ (หลวงเทพ)」とあり、兄とともに処刑されたが、反乱首謀者との記述はない。

176 プラヤー・サンの一党。トンブリー朝末期の兵部大臣か。一世王に処刑された [PRPTPC: 132]。

177 血統に基づく王族の位階のひとつ。チャオファーは国王と王族の母とのあいだに生まれた男子に与えられ、第1位の位階である。

178 クロム(支配者と被支配民によって構成される人的組織)が王族に設置された際に与えられる王族の位階のひとつ。上からクロムプラヤー、クロムブラ、クロマルアン、クロマクン、クロムムーン。

ラックテーウェートに叙任し、功績のあった王甥殿下の役職に応じて、輿と、長柄が螺鈿で装飾された3層の標章(傘蓋)、水上行列用の船1対を持たせるようお願い申し上げます¹⁷⁹。

◎また、王甥殿下3名、王弟殿下1名、[計]4名につきましては、若いときから親征に従い、毎回諸国と戦い、多くの功績を挙げました。王甥殿下をクロマルアン・ティベートボーディン¹⁸⁰、クロマルアン・ナリンローナレート¹⁸¹、クロマルアン・テープハリラック¹⁸²、クロマルアン・チャックチェーサダー¹⁸³に叙任し、功績のある王家の子弟にふさわしい位階の品物¹⁸⁴を下賜されるようお願い申し上げます。

◎また、オン・プラトム(第一)王子殿下¹⁸⁵については、まだ若く、親征に従うことに精励されて功績を挙げました。王子殿下をチャオファー・クロマルアン・イッサラスントーンに叙任し、功績ある王子殿下にふさわしい品物を下賜されるようお願い申し上げます。◎また、ナーイ¹⁸⁶・ソン¹⁸⁷は陛下の下僕であり、勤勉で忠誠心あり、長く公務を行い、いずこかで親征となれば¹⁸⁸親征に従い、[一世王の]威徳を盛り立て、毎回欠かすことなく[一世王の]耳目の代わりとなって公務を行い、1度も陛下を怒らせることはありませんでした。功績は多く、大国を統治させるべきですが、[そうすれば彼は]陛下からあまりに遠くにいることになること、臣には思えます。臣らは皆、民部大臣チャオプラヤー・ラタナーピピット¹⁸⁹に任命され、陛下

179 PRPTMB:「王の甥プラヤー・スリヤアパイを、[一世王は]チャオファー・クロムブラ・アヌラックテーウェート王甥殿下に叙任された。のちに、[一世王は]位階がなお多大な功績に比してふさわしくないとお考えになったため、後王クロムブララーチャワン・サターンピムックに昇格させられた。[彼は]王命を受けてバーンコーク・ノイ運河沿いの西の市域にある荔枝園に屋敷を建てた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: PRPTMBにおおむね同じだが、「幼名はチャオファー・トーンインである」を加える。なお、下線部は年代記諸本の記述のうち、「協議書」と特に異なる部分である。以下でも同様。後王(วังหลัง)とは国王、副王(前王)に次ぐ第3位の王族。彼がラタナコーシン朝唯一の後王である。後王に就任した時期は不明。一方で『大南寔録』第一紀、卷1、壬寅3年正月条に「王の姪摩勒を三王と為す」とあり、建国直後に後王になっている。「摩勒」は「アヌラック」。

180 本名ブムアン(บุญเมือง)。1753-1839年。一世王の姉サーの次男。一世王の甥。

181 本名トーンチーン(ทองจีน)。1757-1797年。一世王の姉サーの三男。一世王の甥。

182 本名タン(ตัน)。1759-1815年。一世王の姉ケーオ(クロムブラ・シーヌダーラック)とチャオクアグーンの長男。一世王の甥。

183 本名ラー(ลา)。1760-1807年。一世王の異母弟。

184 脚付きの盆や水瓶などを指す。

185 本名チム(ฉิม)。1767-1824年。一世王と正妃アマリンタラーマートの子。のち、1806年に副王、1809年に二世王として即位。

186 男性の名に冠する語。特に貴賤を分かち意味を持たない。ナーイの語はラタナコーシン朝が成立した時点で、そのものが無位無官であったことを示す。ニティは名にナーイが付くものは「貴人の血統」に属さないという[นิติ 2004(1986): 423]。官僚73名中21名がそれに該当するが、その数はニティが「貴人の血統」と確定・推測した12名を超えている。

187 本名ソン・ソントンラット(สน สนธิรัตน์)。1735-1805年。ニティ[นิติ 2004(1986): 420]は「貴人の血統」と推測。RTCP [3] 所引『歴代大臣』に「モーム・ソン」とあるため。しかしLSKRでは「モーム」の語なし。

188 Cに従って訳す。

189 位階田10000ライ。

のお近くで公務を行わせて威徳を盛り立てさせ、以前の民部大臣の例にならって、使用人¹⁹⁰、輿、食器を持たせるようお願い申し上げます¹⁹¹。

◎また、プラヤー・ペチャブーン¹⁹²は誠実で、古くから弟君殿下¹⁹³のもとで命を捨てて戦って公務を果たし、功績多く、かつ以前のプラヤー・カラーホーム¹⁹⁴の子です。チャオプラヤー・マハーセーナー¹⁹⁵に任命し、以前の兵部大臣の例にならって、使用人、輿、食器を下賜されますようお願い申し上げます¹⁹⁶。

◎ [かつて] 兵部に属していましたが、港務省に移管された南部諸国につきましては、今兵部 [大臣] は功績がありますので、港務省と民部に属する南部と西部の地方国を分割して兵部に移管するようお願い申し上げます。[兵部省に移管する] 港務省の国は、ナコンシータマラート1国、ソクラー1国、パツタルン1国、タラーン1国、チャイヤー1国、プラティウ1国、チュンポーン1国、クローンワーン1国、クイ1国、プラーン1国、タナーワシー(テナッセリム)1国、アンマリット(メルギ)1国、[以上]12国¹⁹⁷、[兵部省に移管する] 民

190 テキストにある สัตโทน เป็น 語義が不明。『三印法典』「36条法」第36にも สัตโทนคนใช้ とあることから [KTSD, vol. 4: 252]、とりあえず สัตโทน と คนใช้ は同じ意味を持っていると見なし、「使用人」と訳しておく。

191 PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣である民部省書記官プラ・アッカラスントーン (พระอักษระสุนทรเสมียนตรา) を民部大臣チャオプラヤー・ラタナーピピットに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: 「名をソンといい、旧臣であり、親征に従うこと多く、公務を行なって王の威徳を盛り立て、王の耳目の代わりとなって、誤ることがなかった民部省の書記官プラ・アッカラスントーンを、[一世王は] 民部大臣チャオプラヤー・ラタナーピピットに任じられた」。アユタヤ末期に民部省書記官を務め、アユタヤ滅亡後にのちの一世王に無官のまま仕えたのであろうか。1805年に死去するまで民部大臣。

192 ペチャブーン国主、位階田10000ライ。本名プリー (ปลี)。Cは「ピサヌローク副国主プラ・チャイブーン」とあり、意図的な修正。1782年に副王宮の兵部大臣プラヤー・クララーホームラーチャセーナーに昇進したプラヤー・チャイブーンと混同したものと考えられる [PRPRI: 14]。年代記諸本は「プラヤー (プラ)・トゥッカラート」に作るが(註196)、誤りか、以前の欽賜名であろう。

193 一世王の実弟ブンマー (บุญมา)。1743-1803年。タークシンに仕えてチャオプラヤー・スラシー (เจ้าพระยาสุรสีห์) となる。建国後、第2位の王族・副王(前王)クロムプララーチャワンポーウォーン・マハースラシンハナート (กรมพระราชวังบวรมหาสุรสิงหนาท) となって軍功を重ねるも、一世王と対立し、内乱を起こす寸前にまで至った [PRPRI: 161, 186-187]。

194 本名クローンクレープ (คลองแก้ว)。ポーロマコート王の治世、1755年から58年頃まで兵部大臣を務め、シャイフ・アフマドの子孫(ブンナーク家の始祖であるブンナークから見れば叔母に当たる)を娶ったという [Wyatt 1994(1968); 1994(1986)]。ゆえにニティ [นิติ 2004(1986): 420-421] はプリーを「貴人の血統」と確定。なおクローンクレープの出自は不明。

195 兵部大臣、位階田10000ライ。

196 PRPTMB: 「[一世王は] ピサヌロークのプラヤー・トゥッカラート (พระยาทุกขราษฎร์) を兵部大臣プラヤー・マハーセーナーボーディーに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: 「名をモーム・プリーといい、プラヤー・クララーホーム・[本名] クローンクレープの子であり、功績があり、古くから王とともに戦い、生命を省みることがなかった、ピサヌロークのプラ・トゥッカラート」を、[一世王は] 兵部大臣チャオプラヤー・マハーセーナーに任じられた」。1793年のタヴォイ攻防戦で行方不明になるまで兵部大臣 [PRPRI: 146]。

197 PRPRI: ランスアン、クラ、タクアパー、タクアトゥン、パンガー、カーンチャナプリー、チャイヨーク(サイヨーク)が加えられ、合計19国とされている。

部省の国はペチャブリー1国、[計] 13国です。

港務省 [の所管] に残す国は、ノントブリー1国、サムットプラ [-] カーン1国、サーコーンブリー1国、チョン [ブリー] 1国、ラヨーン1国、バーンラムン1国、チャンタブーン (チャンタブリー) 1国、トラート1国、[計] 8国であり、民部から港務省に移管する国は、サムットソクラーム1国、[港務省所管の地方国は計] 9地方国です。

港務省に属するカーン [チャナ] ブリー1国、チャイヨーク (サイヨーク) 1国、および兵部省に属するチャチューンサオは民部省に移管され¹⁹⁸、常に公務を行わせるのが、位階に対してふさわしく、公務が円滑に行われるでしょう。国主と役人にこの勅命の通りにすべて行わせましょう。

◎また、ルアン・ローンムアン¹⁹⁹は陛下に対する忠誠篤く、親征に従うこと多く、功績があります。また首都省の公務の慣例をよく知る古参のもでもあります²⁰⁰。プラヤー・ヨマラート²⁰¹に任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜され、輿と使用人を与えるようお願い申し上げます²⁰²。

また、プラヤー・タンマー²⁰³は古くから親征に従っており、陛下に対して固く誠実であり、多くの功績を挙げました。他の部局に移すことはできません。プラヤー・タンマーは宮内省の慣例に通暁しているためです。チャオプラヤー・タンマーに昇進させ、地位にあわせて輿と使用人を持たせるようお願い申し上げます²⁰⁴。◎また、旧臣ナーイ・ピン²⁰⁵は親征に従うこと

198 PRPRI: カーンチャナブリーとチャイヨークは港務省から兵部省に移管されている。

199 本名トーンイン (ทองอิน)。首都省 (กรมพระนครบาล) 右部巡察局長 (เจ้ากรมกองกระเวนขวา)、位階田1000ライ。

200 この文言からニティ [นิติ 2004(1986): 424] は、トーンインがアユタヤ時代の首都大臣と何らかの関係があるとしつつ、彼を「貴人の血統」と推測する。

201 首都大臣 (เจ้ากรมพระนครบาล)、位階田10000ライ。

202 PRPTMB: 「[一世王は] ルアン・インタラーティボーディー・シーハラーチャローンムアン (หลวงอินทราธิบดีเสีหราชรองเมือง) をチャオプラヤー・ヨマラートに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: 「名は不明であり、戦いに従事すること多く、功績を挙げたルアン・インタラーティボーディー・ラーチャローンムアンを、首都省の慣例を知っている古参のものであるため、チャオプラヤー・ヨマラートに任じられた」。1785年、ビルマ軍との戦いにおける失態によって、首都省公務補佐プラヤー・マハーティラート (พระยามหาธีรราชช่วยราชการในกรมเมือง) に降格 [PRPRI: 77-78]。

203 本名ブンロート・ブンヤラッタパン (บุญรอด บุญยรัตพันธุ์)。宮内大臣 (เจ้ากรมวัง)、位階田10000ライ。

204 PRPTMB: 「[一世王は] プラヤー・タンマーティボーディーをチャオプラヤーに昇格させられ、旧来のとおり宮内省を司らせた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: 「名をブンロートといい、旧 [アユタヤ] 王国のプラヤー・モンティアンバーン (พระยามนเฑียรบาล) の子である、トンブリー朝のプラヤー・タンマーティボーディーを、功績があり、親征に従い、陛下に対して誠実で愛され、宮内省の慣例を知っているため、他の部局に移せないで、[一世王は] チャオプラヤー・タンマーティコーンに昇進させられた」。ここからニティ [นิติ 2004(1986): 421] はブンロートを「貴人の血統」と確定。1785年に、ビルマ軍との戦いにおける失態によって、宮内省総裁プラヤー・シータンマーティラート (พระยาศรีธรรมมาธีรราชจางวงกรมวัง) に降格 [PRPRI: 77-78]。

205 本名ピン・シンハセーニー (ปิ่น สิงหนสนี)。Wyatt [1994(1968)] は、プラサートトーン王 (在位1629-56年) に仕えたインド人バラモン Sirivaddhana の孫であるチャオプラヤー・マハーソムバット (ボン) の子

多く、敵の武器を〔身体に〕受け〔て負傷〕しました。そしてこの度、司令官・隊長・人民を〔自軍に〕誘って、トンブリー都を討ち取り、多くの功績を挙げました。プレイヤー・ボンラテプ²⁰⁶に任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜され、輿と使用人を持たせるようお願い申しあげます²⁰⁷。

また、ルアン・ソーラウィチット²⁰⁸は忠誠篤く、誠実で、長く陛下の下僕を務め、以前から親征に従ってきました。この度、クロマルアン・アヌラックテウエート王甥殿下とともに公務を行い、公務を成し遂げ、人を派遣してトンブリーにおける大小の政情をプラチャーリットの関所に到着された陛下に報告したことは、多くの功績があります。ルアン・ソーラウィチットをプレイヤー・ブラ克蘭²⁰⁹に任命し²¹⁰、地位にあわせて位階の品物を下賜し、輿と使用人を持たせるようお願い申しあげます²¹¹。

◎また、ナーイ・ブンナーク²¹²、ルアン・スラ、ルアン・チャナは古くから陛下の下僕であり、親征に従って勇敢でありました。そして司令官・隊長となって、ルアン・スラとルアン・チャナは敵の武器を〔身体に〕受け〔て負傷〕すること、1人につき、2度や数度でした。この度も、人民に告知して統率することを図り、トンブリー都を討ち取って功績を挙げました。ナーイ・ブンナークを旧都守護チャオプレイヤー・チャイウィチット²¹³、ルアン・チャナをプラ

とする。同説は ณัฐวุฒิ [1966: 741-745] などで確認できる。ニティ [นิติ 2004 (1986): 423] はそれに加えて、客家系華人説 [ถ. ศ. ร. ฤทธาน 1939 (1918): 1] とプレイヤー・チョードック (オーン) の子という説 [ถ. ศ. ร. ฤทธาน 1971 (1903): 27] を紹介しつつ、ピンを「貴人の血統」と推測するが、これといった確証を挙げていない。

²⁰⁶ 農務大臣 (เจ้ากรมนา)、位階田10000ライ。

²⁰⁷ PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣である書記ピンをチャオプレイヤー・ボンラテプに任じられた」。PRPPRH: PRPTMBの ปิ่น (ピン) を ปิ่น (プーン) に作る。PRPRI: 「功績を挙げ、親征に従うこと多く、敵の銃撃受け、司令官・隊長に伝達して誘導し、トンブリーを攻め落とし、多くの功績がある ม่อม・ピンを、[一世王は] プレイヤー・ボンラテプに任じられた」。のち兵部大臣兼任 (1795?-1805年)、兵部大臣チャオプレイヤー・マハーセーナー (1806?-09年)、副王宮宰相チャオプレイヤー・アパイラーチャー (เจ้าพระยาอภัยราชา ที่สมเด็จเจ้าพระยาวังหน้า) (1810?年-?) [RTCP: 7-8]。

²⁰⁸ 本名ホン (หน)。RTCP [10] 所引『歴代大臣』ではウタイターニーの関守 (นายด่าน)。しかしLSKRにその記述なし。ニティ [นิติ 2004 (1986): 425] は、裏付けはないとしながらも、チャオプレイヤー・スラボーデインの子という説 [ถ. ศ. ร. ฤทธาน 1939 (1918): 47-48] を引き、ホンを「貴人の血統」と推測。

²⁰⁹ 大蔵 (港務) 大臣、位階田10000ライ。

²¹⁰ Cは「ルアン・ソーラウィチットをプレイヤー・シーパットに任命し、旧プレイヤー・シーパットはプレイヤー・ブラ克蘭に任命するようお願い申し上げます」となっているが、これは実際の任命に基づく、意図的な修正であるうえに、欽賜名を間違えている。正しくは「ピパットコーサー」。次の註も参照。

²¹¹ PRPRI: 「名をホンといい、功績があり、トンブリー都の政情をプラチャーリックの関所に報告し、[一世王に] お知らせ申し上げたルアン・ソーラウィチットを、[一世王は] プレイヤー・ピパットコーサーに任じられた。のちに [彼は] チャオプレイヤー・ブラ克蘭の職位に就いた」。このように、実際には大蔵 (港務省) 奏聞担当次官に就任。1783/4年に同大臣チャオプレイヤー・ブラ克蘭 [PRPRI: 22]。

²¹² 1808年までに農務大臣チャオプレイヤー・ボンラテプに就任 [PRPRI: 202]。しかし1809年に一世王が死去したのち、クロマルアン・カサッターヌチット親王 (タークシンと一世王の娘の子 ม่อม・メン) の反乱策謀に連座してブンナークも刑死した [PRPRI: 5-6]。

²¹³ アユタヤ国主。

ヤー・サンカブリー²¹⁴、ルアン・スラをプレイヤー・シーラーチャデーチョー²¹⁵に任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されますようお願い申し上げます²¹⁶。

また、ナーイ・セーンは陛下への忠誠篤く、密書を上奏して〔陛下に〕お知らせし、陛下に常に状況を把握させ申し上げました。自身も激しい使役に耐え、陛下のもとで公務を行い、自己の身体や命を惜しみませんでした。功績がありますので、ナーイ・セーンをプレイヤー・ティッパコーサー²¹⁷に任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されるようお願い申し上げます。

また、書記ナーイ・ホン²¹⁸は古参のものであり、誠実であり、古くから公務を行い、公務の慣習を知っており、何事にも〔陛下の〕意のごとく使役され、多くの功績を挙げました。〔左部〕宮内官局長プレイヤー・ピ〔ピ〕ットアイヤスン²¹⁹に任命し、輿と食器をお与えになり、ケートチュイ²²⁰をプレイヤー・ピピットアイヤスンの妻としていただきたく存じます²²¹。◎また、クン・ローカティップ²²²、カーチャイヨークの2名は忠誠篤く、陛下の年齢を数え、古くから即位されるまで、正確な予言を行い、功績があります。クン・ローカティップをブラ・ホーラーティボーディー²²³に、カーチャイヨークをクン・ローカティップに任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されますようお願い申し上げます。

◎また、ルアン・ピレーン²²⁴、ルアン・パクディーブートーン、ルアン・パクディーソクラーム、ルアン・サッチャー、ルアン・チャイナロンは古くから陛下の下僕であり、親征に従って勇敢であり、司令官・隊長となりました。敵の武器を〔身体に〕受けて、もう少しで皆

214 サンカブリー-国主、位階田3000ライ。

215 六義勇兵部隊司令官四軍ラーマ公 (พญารามจักรจงจางวางอาษา ๖ เหล่า)、位階田10000ライ。

216 PRPTMB: 「[一世王は] 国土の騒乱の鎮圧を図ったナーイ・ブンナーク・メーラー (แม่ลา) を旧都守護官チャオプレイヤー・チャイウィットットシッティサートラーマハーブラターサラートに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: 「トンブリー都の騒乱鎮圧を図って功績を挙げたナーイ・ブンナーク・メーラーを、[一世王は] 旧都守護官プレイヤー・チャイウィットットに任じられた。のちにポンラテーブの職位に就いた。ナーイ・ブンナークとともに図って騒乱を鎮圧し、功績を挙げたルアン・チャナをプレイヤー・サン〔カ〕ブリーに任じられた。功績を挙げ、ルアン・チャナとともに図ったルアン・スラをプレイヤー・シンハラーチャデーチョーに任じられた」。シーラーチャデーチョーは1785年にビルマ軍の輸送部隊を襲えなかったことを理由に処刑された [PRPRI: 67]。

217 大蔵 (港務) 省官僚、位階田800ライ。

218 ニティ [นิติ 2004(1986): 426] は、「協議書」に「公務の慣習をよく知る」とあるから、ホンを「貴人の血統」と推測する。しかしなぜそう言えるのか説明がない。

219 左部宮内官局長 (จางวางกรมชาวที่ซ้าย)、位階田1000ライ。

220 あるいは「ケートとチュイ」か。またBの「デアクチュイ」は誤り。

221 PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣の書記ホンをプレイヤー・ベットピチャイに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMBに同じ。PRPRI: 「誠実で公務の慣例を知り、[一世王の] 御心のごとく使役された、古参の書記であるナーイ・ホンを、宮内官局長ブラ・ピピットアイヤスンに任じられ、ケートチュイを妻として下賜された」。

222 後部占星局長 (เจ้ากรมโหราหลัง)、位階田1600ライ。

223 前部占星局長 (เจ้ากรมโหราหน้า)、位階田3000ライ。

224 右大部警察局長 (เจ้ากรมพระตำรวจใหญ่ขวา)、位階田2000ライ。

死ぬところであったことも、1人につき1度や2度ありました。公務を遂行して多くの功績を挙げましたので、六義勇兵部隊 [長]、[すなわち] ルアン・ピレーンをプレイヤー・ターイナム²²⁵に²²⁶、ルアン・パクディーブートーンをプレイヤー・ラームカムヘーン²²⁷に、ルアン・パクディーソクラームをプレイヤー・ピチャイローナリット²²⁸に、ルアン・サッチャーをプレイヤー・ウィットナロン²²⁹に、ルアン・チャイナロン²³⁰をプレイヤー・ピチャイソクラーム²³¹に任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されますようお願い申し上げます。

◎また、ナイ・ブンナーク²³² 1名、ルアン・クラーン 1名、クン・ポーンボンラカン²³³ 1名、金職人ナイ・トーンユー 1名、クン・クラーン 1名、クン・チュイ 1名、クン・ヨクラバット²³⁴ 1名、ルアン・イン 1名、ムーン・チャムニ²³⁵ 1名、書記ナイ・トリー 1名、ナイ・ブンチャン 1名、ナイ・トーンスク 1名、ルアン・ボンラペンタヤーン 1名、書記ナイ・パーン 1名、ナイ・トンドウアン²³⁶ 1名、ナイ・トーンディー²³⁷、ムーン・シーセーナー²³⁸、ルアン・ラーム、ムーン・チャイセーニー²³⁹、書記ナイ・サー、ナイ・スットチャイ、ナイ・ブンムアン、ルアン・ワン²⁴⁰、ルアン・マハーピチャイ²⁴¹、クン・シットティラック²⁴²、ムーン・サニット²⁴³、ローンチャー、ナイ・スット、ナー [イ]・ソム、ナー

225 六義勇兵部隊四軍司令官ラーマ公、位階田10000ライ。

226 1785年にビルマ軍の輸送部隊を襲えなかったことを理由に処刑された [PRPR1: 67]。

227 右部義勇兵部隊長 (เจ้ากรมอาษาขวา)、位階田5000ライ。

228 右部金盾部隊長 (เจ้ากรมเขนทองขวา)、位階田5000ライ。

229 左部金盾部隊長 (เจ้ากรมเขนทองซ้าย)、位階田5000ライ。

230 Bの「ルアン・ピチャイナロン」は誤り。

231 左部義勇兵部隊長 (เจ้ากรมอาษาซ้าย)、位階田5000ライ。

232 1738-1805年。17世紀前半にアユタヤに來航し、ベルシア人シャイフ・アフマドの後裔。その家系はアユタヤ時代に大臣を輩出した。ブンナークは一世王の正妃の妹ヌアンを娶った。20世紀初頭にブンナーク家の祖と見なされる [จุฬารามณตรี et al. 1970(1939); Wyatt 1994(1968)]。その出自からニティ [นิติ 2004(1986): 421-423] は「貴人の血統」と確定。官歴については註246。

233 本名ケーオ (แก้ว) またはコーンケーオ (ก้อนแก้ว)。シャイフ・アフマドの子孫で、ブンナーク (註232) の従兄弟 [จุฬารามณตรี et al. 1970(1939)]。ゆえにニティ [นิติ 2004(1986): 421-422] は「貴人の血統」と確定。

234 いずれかの地方国の監察官。

235 右内部警察局看守 (ผู้คุมกรมพระตำรวจในขวา)、位階田200ライ。

236 Bの「ナイ・トーンコーン」は誤り。以下の昇任部分での同人物も同様。

237 官歴は註267。ニティ [นิติ 2004(1986): 425] は「貴人の血統」と推測。RTCP [12] 所引『歴代大臣』に「モーム・トーンディー」とあるため。しかしLSKRでは「モーム」の語なし。

238 民部省北方担当民部局帳簿担当副局長 (ปลัดบัญชีกรมมหาดไทยฝ่ายเหนือ)、位階田500ライ。

239 右部チャム人部隊帳簿官 (สมุบาบัญชีชอษาจามขวา)、位階田400ライ。

240 いずれかの地方国の宮内官。

241 民部省地域警察局右副局長 (ปลัดขวากรมมหาดไทยตำรวจภูบาล)、位階田600ライ。

242 宮内省御休息所武器局 (กรมแสงสรรพยุทพริบพลาไชย) 官吏、位階田400ライ。

243 首都省四高等官 (ทวิเทศ ๔)、位階田300ライか。以下の行賞部分に見えるように、ムーン・サニットなるものは2名いた。

イ・ムーン、[計] 30名²⁴⁴は、長く公務を行い、親征に従って、諸々の小国における、陛下にとつての敵を征伐し、勝利を取めること多数、功績は多大です。

ナーイ・ブンナークをプラヤー・ウタイタム²⁴⁵に²⁴⁶、ルアン・クラーンをプラヤー・ラーチャソククラーム²⁴⁷に²⁴⁸、クン・ポーンポンラカンをプラヤー・チュラーラーチャモントリ²⁴⁹に、金職人ナーイ・トーンユをプラヤー・シークライラート²⁵⁰に²⁵¹、クン・クラーンをプラヤー・アパイローナリット²⁵²に、クン・チュイをプラヤー・アヌットラーチャー²⁵³に、クン・ヨクラバットをプラヤー・ラックモンティアン²⁵⁴に、ルアン・インをプラヤー・ベットピチャイ²⁵⁵に²⁵⁶、ムーン・チャムニをプラヤー・シーサオワパーハに、書記ナーイ・トリをプラヤー・シーピバット²⁵⁷に²⁵⁸、ナーイ・ブンチャンを左内部大蔵局長プラヤー・ウィットパクディーに²⁵⁹、ルアン・ポンラペーンタヤーンをプラ・ピピットデーチャ²⁶⁰に²⁶¹、書記

244 前註のごとく、ムーン・サニットは2名いるので、正しくは31名。

245 宮内省衣冠局長 (เจ้ากรมพระภูษามาลา)、位階田5000ライ。

246 PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣の補佐役モーム・ブンナーク (หม่อมขุนนาคทนาย) をプラヤー・ウタイタムに任じられた」。PRPPH: PRPTMB に同じ。PRPRI: 「旧王国時代のプラヤー・チャーセーンヤコン (พระยาจำแสนยาก) の子であり、[タークシン政権に] 参加して位階を求めることを考えず、ただ [一世王の] 威徳を頼ってひそかに使役され、常に親征に従って功績のあったモーム・ブンナークを、[一世王は] プラヤー・ウタイタムに任じられた」。のち首都大臣チャオプラヤー・ヨマラート (1785-1805年) を経て1805年に兵部大臣チャオプラヤー・マハーセナーに就任し、同年死亡 [PRPRI: 77, 189]。

247 中央宮内兵部隊長 (จางวางทหารในกลาง)、位階田3000ライ。

248 本名はバオ (เป้า)、アユタヤ末期のプラヤー・ラーチャソククラームの子。1785/6年にプラヤー・ベットピチャイ [PRPRI: 78]。

249 大蔵 (港務) 省右部港務局長 (เจ้ากรมท่าขวา)、位階田1400ライ。

250 銀匠局長 (เจ้ากรมช่างเงิน)、位階田3000ライ。Bの「プラヤー・クライラート」とCの「プラヤー・トライラート」は誤り。

251 PRPRI: 「[一世王は] 金職人ナーイ・ユをプラヤー・シークライラートに任じられた」。

252 左部警察局長 (จางวางกรมพระตำรวจซ้าย)、位階田3000ライ。1783年、2名の自称超能力者による反乱に加担したため、処刑されたようである [PRPTMB: 164-165; PRPRI: 43-44]。

253 右部警察局長 (จางวางกรมพระตำรวจขวา)、位階田3000ライ。

254 宮内省官僚、位階田1000ライ。

255 王宮警護局長 (จางวางกรมล้อมพระราชวัง)、位階田5000ライ。

256 本名をホン (หง) といい、1785/6年に死亡 [PRPRI: 82]。

257 商務大蔵局長 (เจ้ากรมพระคลังสินค้า)、位階田3000ライ。「文官位階田法」では大蔵(港務)省の管下にある。

258 PRPTMB, PRPPH, PRPRIにあるように、実際にはプラ・ラーチャシット (พระราชสิทธิ, 本名クン・ラタナクン กุณ รัตนกุล, 高等大蔵局長 เจ้ากรมพระคลังพิเศษ) がプラヤー・シーピバットとなった。のちに大蔵(港務) 大臣チャオプラヤー・プラ克蘭 (1805-9年)、民部大臣チャオプラヤー・ラタナーティベート (1809-14?年) [PRPRI: 12; RTCP: 26; Wyatt 1994(1968)]。

259 PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣であるタルンレック村 (บ้านลุงเหล็ก) のナーイ・ブンチャンをプラヤー・カンペン (พระยากำแพง) に任じられた」。PRPPH: 記載なし。PRPRI: 「[一世王は] ナーイ・ブンチャンを左内部大蔵局長プラヤー・ウィットパクディーとされた」。

260 洋式訓練部隊長 (เจ้ากรมเกณฑ์ทหารฝรั่ง)、位階田800ライ。

261 PRPRI: 「[一世王は] ルアン・ポンペーンタヤーンをプラ・イントーラーチャとされた (ให้หลวงพลแผ่นดินพระอินทรเดช)」。

ナイ・パーンをプラ・テープウオーラチュン²⁶²に²⁶³、ナイ・トンドゥアンをプラ・ソムバットバーン²⁶⁴に²⁶⁵、ナイ・トーンスクをプラ・セーナーピムック²⁶⁶に、ナイ・トーンディーをチャムーン・シーサーオラック²⁶⁷に、ムーン・シーセーナーをチャムーン・ワイウオーラナート²⁶⁸に、ルアン・ラームをプラ・カンペーン²⁶⁹に、ムーン・チャイセーニーをルアン・ラーチャニクン²⁷⁰に²⁷¹、書記ナイ・サーをプラ・ローンムアン²⁷²に²⁷³、ナイ・スットチャイをプラ・ピレーンテープ²⁷⁴に、ナイ・ブンムアンをプラ・マハーテープ²⁷⁵に、ルアン・ワンをプラ・チャンターティット²⁷⁶に、ルアン・マハーピチャイをプラ・チャーセーン²⁷⁷に²⁷⁸、クン・シッティラックをルアン・テープソムバット²⁷⁹に²⁸⁰、ムーン・サニットをルアン・ラーチャウオンサー²⁸¹に²⁸²、ローンチャーをルアン・インモンتری²⁸³に²⁸⁴、ナイ・スットをムーンティッパラクサー²⁸⁵に、ナイ・ソムをムーン・ラーチャーバーン²⁸⁶に、ナイ・

262 兵部省奏聞担当次官 (ปลัดทูลฉลองกรมพระกลาโหม)、位階田1000ライ。

263 PRPTMB: 「[一世王は] 書記パーンをプラヤー・ソムバットバーン (พระยาสมบัติบาล) に任じられた」。PRPPRHL: PRPTMB に同じ。PRPRI: 「[一世王は] 書記ナイ・パーンをプラ・テープウオーラチュンとされた」。

264 右内部大蔵局長 (เจ้ากรมพระคลังในขวา)、位階田3000ライ。

265 PRPRI: 「[一世王は] ナイ・ドゥアンをプラ・ソムバットバーンとされた」。

266 日本人義勇兵部隊長 (เจ้ากรมอาสาญี่ปุ่น)、位階田1000ライ。

267 小姓局トンチュアック (ต้นเชื้อกรมมหาดเล็ก)、位階田1000ライ。のちプラヤー・ビパットコーサー (1783/4-85年)、宮内大臣チャオプラヤー・タンマー (1785年-?) [PRPRI: 77]。

268 小姓局プラーイチユアック (ปลายเชื้อกรมมหาดเล็ก)、位階田1000ライ。

269 右部象局長 (สมุหะพระคชบาลขวา)、位階田3000ライカ。

270 民部省奏聞担当次官 (ปลัดทูลฉลองกรมมหาดไทย)、位階田1000ライ。

271 PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣クン・チャイセーニーをプラヤー・ラーチャニクンに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMB に同じ。PRPRI: 「[一世王は] ムーン・チャイセーニーをルアン・ラーチャニクンとされた」。

272 首都省巡察局長、位階田1000ライ。

273 PRPTMB: 「[一世王は] 旧臣の書記サーをプラ・インターティボーディー・ラーチャローンムアンに任じられた」。PRPPRHL: PRPTMB に同じ。PRPRI: 「[一世王は] 書記ナイ・サーをプラ・ラーチャローンムアンとされた」。

274 右大部警察局長 (เจ้ากรมพระตำรวจใหญ่ขวา)、位階田2000ライ。

275 左内部警察局長 (เจ้ากรมพระตำรวจในซ้าย)、位階田2000ライ。

276 宮内省右部葬儀局長 (สมุหพระสนมขวา)、位階田3000ライ。

277 民部省バランバン局長 (เจ้ากรมมหาดไทยฝ่ายกะลำัง)、位階田2400ライ。

278 PRPRI: 「[一世王は] ルアン・ピチャイをプラヤー・チャーセーンとされた」。

279 左大部宮内官局長 (เจ้ากรมชาวที่ใหญ่ซ้าย)、位階田800ライ。

280 PRPRI: 「[一世王は] クン・サニットラックをルアン・テープソムバットとされた」。

281 宮内省衣冠局雑具担当官 (พนักงานเครื่องเบ็ดเสร็จกรมพระภูษามาลา)、位階田600ライ。

282 PRPRI: 「[一世王は] ルアン・サニットをルアン・ラーチャウオンサーとされた」。

283 宮内省外部諸税局長 (สมุหะยาระภากรนอก)、位階田2400ライ。

284 PRPRI: 「[一世王は] ローンチャーをルアン・インモンتریとされた」。

285 農務省官僚、位階田400ライ。

286 右外部警察局副局长 (ปลัดกรมพระตำรวจนอกขวา)、位階田800ライ。

ムーンをムーン・ラーチャーマート²⁸⁷に、ムーン・サニットをプラ・マハーモントリーに任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されますようお願い申し上げます。

また、プラ・ピマーイ²⁸⁸、ルアン・ナラー、プラ・ラーチャブリー²⁸⁹、プラ・ウィチェン、ルアン・ポンラプーン、ルアン・ピパットサネーハー²⁹⁰、ルアン・シッティソンクラーム、ルアン・ムアン²⁹¹、ナーイ・セーム、ルアン・シーソンクラーム、クン・シーバクディー、プラ・チャイバーダーン²⁹²、ルアン・チャイナロン、クン・ウィセート、ムーン・ウィセート、ルアン・ナロン、ルアン・ティアム、クン・ペーン²⁹³、クン・テープアーヤー、ルアン・パラット・ムアンピマーイ²⁹⁴、ルアン・ナー²⁹⁵、クン・ダーン²⁹⁶は古くから陛下の下僕であり、親征に従って敵と戦い、公務を遂行すること多数、多くの功績を挙げました。

プラ・ピマーイ²⁹⁷をチャオプラヤー・ナコーンラーチャシーマー²⁹⁸に、^[299]ルアン・ナラーをプラヤー・ピサヌロック³⁰⁰に、プラ・ウィチェンをプラヤー・スコータイ³⁰¹に、ルアン・ポンラプーンをプラヤー・ペチャブリー³⁰²に³⁰³、ルアン・ピパットサネーハーをプラヤー・ノンタブリー³⁰⁴に、ルアン・シッティソンクラームをプラヤー・プラーチーンブリー³⁰⁵に、ルアン・ムアンをプラ・ウィチャイに、ナーイ・セームをプラヤー・サムットソンクラーム

287 左内部警察局副局长 (ปลัดกรมพระตำรวจในซ้าย)、位階田800ライ。

288 ピマーイ国主。

289 ラーチャブリー国主、位階田3000ライ。本名セーム (เสม)、一世王の正妃の父方の従甥。いわゆるバーンチャー (บางช้าง) 家の係累 [ถำคัมภราชินิกุลบางช้าง 1958(1928): 63-66]。ニティ [นิติ 2004(1986): 408-409] は17世紀前半からラーチャブリーに勢力を築き、同地の国主を輩出してきたため、セームを「貴人の血統」と確定する。

290 Bの「ルアン・ピタックサネーハー」は誤り。以下の昇任部分での同人物も同様。

291 いずれかの地方国の主邑官。

292 チャイバーダーン国主、位階田3000ライ。

293 いずれかの地方国の民事裁判官。

294 ピマーイ副国主。

295 いずれかの地方国の農務官。

296 いずれかの地方国の関守。

297 ピマーイ国主、位階田不明。

298 ナコーンラーチャシーマー国主、位階田10000ライ。

299 Aでは以下8行分、8人の行賞部分が脱落している。BCによって補う。

300 ピサヌロック国主、位階田10000ライ。

301 スコータイ国主、位階田10000ライ。

302 ペチャブリー国主、位階田3000ライ。

303 1785年にビルマ軍の輸送部隊を襲えなかったことを理由に処刑された [PRPRI: 67]。

304 ノンタブリー国主、位階田3000ライ。

305 プラーチーンブリー国主、位階田3000ライ。

ム³⁰⁶に³⁰⁷、ルアン・シーソクラームをプラ・プロムブリー³⁰⁸に³⁰⁹、クン・シーパクディーを
 プラ・インブリー³¹⁰に、プラ・チャイバーダーンをプラヤー・アーントーン³¹¹に、ルアン・
 チャイナロンをプラ・ナコーンサワン³¹²に、クン・ウィセートをプラ・チャイナート³¹³に、
 ムーン・ウィセートをプラ・カーン [チャナ] ブリー³¹⁴に、ルアン・ナロンをプラ・ウタイ
 ターニー³¹⁵に、ルアン・ティアムをプラ・ナコーンチャイシン³¹⁶に³¹⁷、クン・ペーンをプラ・
 チャイバーダーン³¹⁸に、クン・テープアーヤーをプラ・ペチャブーン³¹⁹に、ルアン・パラッ
 ト・ムアンピマーイをプラ・ピマーイ³²⁰に、ルアン・ナーをプラヤー・ウィチットに³²¹、クン・
 ダーンをプラ・サワンカローク³²²に、プラ・ラーチャブリーを昇格させてチャオプラヤー・
 ラーチャブリーに任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されるようお願い申しあげま
 す。また、ナーイ・サンは陛下に対して忠誠篤く、衆を率いて戦うのを助け、王甥チャオ
 ファー・クロマルアン・アヌラックテーウェートとともに、公務を完遂し、[その] 命をもつ
 て功績に替えました。局長³²³ プラ・テープスダーワディー³²⁴に任命し、地位にあわせて位階の
 品物を下賜されるようお願い申しあげます。

◎また、プラヤー・チャクラトーホーン³²⁵は親征に従うこと多く、固く誠実であり、陛下へ
 の忠誠も篤うございます。そしてこの度の公務ではプラヤー・チャクラトーホーンは実直であ

306 サムットソクラーム国主、位階田3000ライ。

307 PRPR1: 「[一世王は] ナーイ・セーン (นายแสน) をプラヤー・サムットソクラームとされた。[彼は] の
 ちに兵部大臣となった」とあり、セームではなくセーンが同職に就任した。のちにラーチャブリー国主を
 経て、兵部大臣チャオプラヤー・ウォンサースラサック [PRPR2: 13] (Wyatt [1994(1968)] によれば
 (1811)-22年に在任)。

308 プロムブリー国主、位階田3000ライ。

309 PRPR1: 「[一世王は] ルアン・シーソクラームをプラ・プロムプリンとされた」。

310 インブリー国主、位階田3000ライ。

311 アーントーン国主、位階田3000ライ。

312 ナコーンサワン国主、位階田5000ライ。のちにプラヤーに昇進。1783年、シャム・カンボジア軍を率いて
 サードックで西山朝軍に勝利するも、プラヤー・ウィチットナロンに讒言され、一世王と副王によって処
 刑された [PRPR1: 45-47]。

313 チャイナート国主、位階田3000ライ。

314 カーンチャナブリー国主、位階田3000ライ。

315 ウタイターニー国主、位階田3000ライ。

316 プアチュム国主、位階田3000ライ。

317 PRPR1: 「[一世王は] ルアン・ティエンをプラ・ナコーンチャイシーとされた」。

318 チャイバーダーン国主、位階田3000ライ。

319 ペチャブーン国主、位階田10000ライ。

320 ピマーイ国主、位階田不明。

321 PRPR1: 「[一世王は] ルアン・ナーをプラヤー・ピチット (ピチット国主)とされた」。ウィチットはピ
 チットのヴァリアントか。

322 サワンカローク国主、位階田10000ライ。

323 アヌラックテーウェート親王のクロムの長と考えられる。

324 Bの「プラ・テープスパーワディー」は誤り。

325 CとPRPR1の「プラヤー・タクトーホーン (พระยาตักโตโพน)」が正しいか。

り、退くことを考えませんでした。チャオプラヤー・シータンマーティラート³²⁶に任命し、地位にあわせて位階の品物を下賜されるようお願い申し上げます。そして南北地方国のトゥッカーサドーン職 [の管轄権] をチャオプラヤー・シータンマーティラートに与え、任命・処置させましょう。チャオプラヤー・シータンマーティラートの職にあわせて輿と使用人を持たせていただきたく存じます。謹んで申し上げます。

テキストと訳註に用いたタイ国立図書館写本・刻文部所蔵史料

- “สำเนาทำปฤษา เรื่องตั้งพระบรมวงศานุวงศและข้าราชการ จ.ศ. ๑๑๔๔ (พ.ศ. ๒๓๒๕).” [NL. CMH. R. I. C.S. 1144, no. 1] (写本A)
- “ลำดับเสนาบดีกรุงรัตนโกสินทร์ ตั้งแต่ ร.๑-ร.๔” [NL. CMH. R.I. C.S. 1144, no. 9] (LSKR と略記)
- (NL: National Library. CMH. R.: จดหมายเหตุรัชกาลที่ . C.S.: จุลศักราช)

参考文献

- กฎหมายตราสามดวง, ๕ เล่ม. 1994. กรุงเทพฯ: องค์การค้ำของคุรุสภา. (KTSD と略記)
- ก. ศ. ร. กุหลาบ กฤษณานนท์. 1939 (1918). *ประวัติย่อตามลำดับตำแหน่งยศ อรรคมหาเสนาบดี และ เสนาบดีจตุสดมภ์ หรือ อธิบดี และ ผู้รั้งตำแหน่งเสนาบดีกรม หรือ กระทรวง 6 แห่ง กรุงรัตนโกสินทร์ในระหว่าง ๑๑๘ ปี มี ๑๑๓ ตำแหน่ง*. พระนคร: โรงพิมพ์จันทน์หัว.
- ก. ศ. ร. กุหลาบ. 1971 (1903). *อานามสยามยุทธ ว่าด้วยการสงครามระหว่างไทยกับลาว เขมร และญวน*. พระนคร: แพร่พิทยา.
- “คำปฤษาดังข้าราชการในแผ่นดินพระบาทสมเด็จพระเจ้าอยู่หัวรัชกาลที่ ๑.” 1887. *วชิรญาณวิเศษ*, เล่ม ๓ แผ่น ๓, หน้า 20-23. (翻刻 B)
- “จดหมายเหตุปูเน่หน้าจรัชกาลที่ ๑.” 1914. *จดหมายเหตุ เรื่องทรงตั้งพระบรมวงศานุวงศ กรุงรัตนโกสินทร์ตั้งแต่รัชกาลที่ ๑ จนถึงรัชกาลที่ ๕*. พระนคร: โรงพิมพ์กรุงเทพฯ เดลิแมส, หน้า 143-151. (翻刻 C)
- จุฬาราชมนตรี (เชน), พระยา, วรเทพ (เถื่อน), พระยา, ทิพากรวงษ์โกษาธิบดี (ข้า บุนนาค), เจ้าพระยา. 1970 (1939). “จดหมายเหตุประณมวงศ์กุลบุนนาค.” *จดหมายเหตุประณมวงศ์กุลบุนนาคและเรื่องราวทูตสยามไปกรุงฝรั่งเศส*. พระนคร, หน้า 1-30.
- จุฬิศพงค์ จุฬารัตน์. 2007. *ขุนนางกรมท่าขวา: การศึกษาบทบาทและหน้าที่ในสมัยอยุธยาถึงสมัยรัตนโกสินทร์ พ.ศ. 2153-2435*. กรุงเทพฯ: จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย.
- ณัฐวุฒิ สุทธิสงคราม. 1966. *๒๕ เจ้าพระยา (ฉบับพิสดาร)*. พระนคร.
- ทิพากรวงศ์, เจ้าพระยา. 1996. *พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๑ ฉบับเจ้าพระยาทิพากรวงศ์ ฉบับตัวเขียน*. กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์อมรินทร์วิชาการ. (PRPR1 と略記)
- ทิพากรวงศ์, เจ้าพระยา. 2005. *พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ ๒ ฉบับเจ้าพระยาทิพากรวงศ์ ฉบับตัวเขียน*. กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์อมรินทร์วิชาการ. (PRPR2 と略記)
- นิธิ เอียวศรีวงศ์. 1980. *ประวัติศาสตร์รัตนโกสินทร์ในพระราชพงศาวดารอยุธยา*. กรุงเทพฯ: บรรณกิจ.
- นิธิ เอียวศรีวงศ์. 1984 (1982). “วัฒนธรรมกระฎุมพีกับวรรณกรรมต้นรัตนโกสินทร์.” *ปากไก่และใบเรือ: รวมความเรียงว่าด้วยวรรณกรรม และประวัติศาสตร์ต้นรัตนโกสินทร์*. กรุงเทพฯ: อมรินทร์การพิมพ์, หน้า 19-291.
- นิธิ เอียวศรีวงศ์. 2004 (1986). *การเมืองไทยสมัยพระเจ้ากรุงธนบุรี*. กรุงเทพฯ: มติชน.
- บรรเจิด อินทจันทร์ยัง. 1996. *ราชสกุลพระบรมราชวงศ์จักรี*. กรุงเทพฯ: องค์การค้ำของคุรุสภา.
- “พระราชพงศาวดารกรุงธนบุรี ฉบับพันจันทนุมาศ (เจิม).” 1969. *ประชุมพงศาวดาร*, ภาคที่ ๖๕. กรุงเทพฯ:

326 宮内省総裁であろう。註204参照。

- องค์การค้ำของกรุงสกา, หน้า 1-136. (PRPTPC と略記)
- พระราชพงศาวดารกรุงธนบุรี (สมเด็จพระเจ้าตากสินมหาราช) ฉบับหมอบรัดเล. 2008 (1864). กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์ไฉยยิต. (PRPTMB と略記)
- พระราชพงศาวดาร ฉบับพระราชหัดถเลขา, เล่ม ๒. 2005 (1912). กรุงเทพฯ: กรมศิลปากร. (PRPPRHL と略記)
- ลำดับราชินิกุลบางช้าง. 1958 (1928). พระนคร.
- สมเด็จพระพันปี, พระเจ้าบรมวงศ์เธอกรมพระ, ดำรงราชานุภาพ, สมเด็จพระเจ้าบรมวงศ์เธอกรมพระยา. 2003 (1918). เรื่องตั้งเจ้าพระยาในกรุงรัตนโกสินทร์. กรุงเทพฯ: กรมศิลปากร. (RTCP と略記)
- สายชล วรรณรัตน์. 1982. “พุทธศาสนากับแนวความคิดทางการเมือง ในรัชสมัยพระบาทสมเด็จพระพุทธยอดฟ้าจุฬาโลก (พ.ศ. 2325-2352).” วิทยานิพนธ์ จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย.
- สายชล สัตยานุรักษ์. 2003. พุทธศาสนากับแนวความคิดทางการเมือง ในรัชสมัยพระบาทสมเด็จพระพุทธยอดฟ้าจุฬาโลก (พ.ศ. 2325-2352). กรุงเทพฯ: มติชน.
- “อภินิหารบรรพบุรุษ.” 2002 (1930). บุญเดือน ศรีวรพจน์ ชำระต้นฉบับ, สุจิตต์ วงษ์เทศ บรรณาธิการ, อภินิหารบรรพบุรุษและปฐมวงศ์. กรุงเทพฯ: มติชน, หน้า 1-64.
- Gervaise, Nicolas. 1688. *Histoire naturelle et politique du royaume de Siam*. Paris: Claude Barbin.
- Gervaise, Nicolas. 1989 (1688). *The Natural and Political History of the Kingdom of Siam*. Tr. by John Villiers. Bangkok: White Lotus.
- Terwiel, B. J. 2005 (1983). *Thailand's Political History: From the Fall of Ayutthaya in 1767 to Recent Times*. Bangkok: River Books.
- Wenk, Klaus. 1968. *The Restoration of Thailand under Rama I, 1782-1809*. Tucson: University of Arizona Press.
- Wyatt, David K. 1994 (1968). “Family Politics in Nineteenth Century Thailand.” In David K Wyatt, *Studies in Thai History*. Chiang Mai: Silkworm Books, pp. 106-130.
- Wyatt, David K. 1994 (1982). “The “Subtle Revolution” of King Rama I of Siam.” In David K Wyatt, *Studies in Thai History*. Chiang Mai: Silkworm Books, pp. 131-172.
- Wyatt, David K. 1994 (1986). “Family Politics in Seventeenth- and Eighteenth-Century Siam.” In David K Wyatt, *Studies in Thai History*. Chiang Mai: Silkworm Books, pp. 97-105.
- 『大南寔録』1961-81 慶応義塾大学言語文化研究所。
- 鄭懷德『嘉定城通志』(載可來、楊保筠校注 1991『嶺南摭怪等史料三種』中州古籍出版社、53-228頁)
- 武世榮『河僊鎮葉鎮鄭氏家譜』(陳荊和注釈 1956『河僊鎮葉鎮鄭氏家譜注釈』『国立台湾大学文史哲學報』第7期、77-139頁)
- 川口洋史 2006「ラタナコーシン朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ(民部省)を事例として—」『史林』89巻6号、63-104頁。
- 川口洋史 2013『文書史料が語る近世末期タイ—ラタナコーシン朝前期の行政文書と政治—』風響社。
- 川口洋史 2015「アユタヤ時代後期からラタナコーシン朝ラーマー一世王時代における地方管轄部局について」『名古屋外国語学現代国際学部紀要』第11号(印刷中)。
- 北川香子 2006『カンボジア史再考』連合出版。
- 小泉順子 2006(2001)「もう一つの「ファミリー・ポリティクス」」『歴史叙述とナショナリズム タイ近代史批判序説』東京大学出版会、77-99頁。
- 小泉順子 2006(2002)「系譜の編纂と近代—バーンチャーン系譜再編の事例から—」『歴史叙述とナショナリズム タイ近代史批判序説』東京大学出版会、101-125頁。
- 増田えりか 2001「トンブリー朝の成立」桜井由躬雄編著『岩波講座東南アジア史4巻 東南アジア近世国家群の展開』岩波書店、241-264頁。

【付記】本稿は松下国際財団アジアスカラシップによる研究成果の一部である。

キーワード：ラタナコーシン朝シャム、ラーマー一世王政権の構成員、タイ語写本

Abstract

Transcription and Translation of the Manuscript of “Copy of the Conference Report Regarding the Appointment of the Royal Members and the Officials in Lesser Era 1144 (1782): A Historical Source on the Members of the King Rama I Administration in Siam

KAWAGUCHI, Hiroshi

This article provides the transcription and Japanese translation of a manuscript of “Copy of the Conference report regarding the appointment of the royal members and the officials in Lesser Era 1144 (1782) (สำเนาทำปฤกษาเรื่องตั้งพระบรมวงศานุวงศ์และข้าราชการ จ.ศ.๑๑๔๔ (พ.ศ. ๒๓๒๕))” with commentaries. In this document, immediately after the founding of Rattanakosin Siam in 1782, consulted by King Rama I, the officials recommended appointing six royal members and seventy-three officials to new posts as rewards for their achievement in founding the new kingdom. Therefore, it is one of the most important sources on the members of the King Rama I administration. The transcription of this article is based on a Thai manuscript maintained at the National Library in Thailand [NL. CMH. R. I. C.S. 1144, no. 1].

A previous study [Nithi 2004(1986)] based on this document has argued that most of the members of the King Rama I administration were of noble families from the Ayutthaya period. However, this document provides only one official's family information. Additionally, as the commentaries show, Nithi was able to identify only five of the seventy-three officials as members of noble families, and guess that six others were members of noble families, by using later and uncertain sources. Instead, this document might imply that they were newly emerging figures rather than descendants of noble families from the Ayutthaya period because, not only in it but also in other sources, they hardly announced their family information at all. Given that fact, it is necessary to further analyze the nature of the King Rama I administration.

Keywords: Rattakosin Siam, members of King Rama I administration, Thai historical manuscript